

改 正 案	現 行
<p>（国等に関する特例）</p> <p>第五十四条　（略）</p> <p>2　国の機関又は地方公共団体は、第九条第二号及び第三号に掲げる場合以外の場合に国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をしようとするととき、第十二条第一項第二号から第七号までに掲げる場合以外の場合に希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとするとき、又は第三十七条第四項若しくは第三十八条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。</p>	<p>（国等に関する特例）</p> <p>第五十四条　（略）</p> <p>2　国の機関又は地方公共団体は、第九条第二号及び第三号に掲げる場合以外の場合に国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をしようとするととき、第十二条第一項第二号から第七号までに掲げる場合以外の場合に希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとするとき、又は第三十七条第四項若しくは第三十八条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、<u>国の機関</u>にあつては環境大臣に協議し、<u>地方公共団体</u>にあつては環境大臣に協議しその同意を得なければならぬ。</p>
<p>3　（略）</p>	

	改 正 案	現 行
第十六条　（略）		
	<p>2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。</p> <p>一　二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であつて政令で定めるもの　政府</p> <p>二　前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域　次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者</p> <p>イ　騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であつて市に属するもの　その地域が属する市の長</p> <p>ロ　イに掲げる地域以外の地域又は水域　その地域又は水域が属する都道府県の知事</p>	<p>2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であつて政令で定めるものにあつては政府が、それ以外の地域又は水域にあつてはその地域又は水域が属する都道府県の知事が、それぞれ行うものとする。</p>
3 ・ 4　（略）		
（公害防止計画の作成）		

第十七条 都道府県知事は、次のいずれかに該当する地域について、環境基本計画を基本として、当該地域において実施する公害の防止に関する施策に係る計画（以下「公害防止計画」という。）を作成することができる。

一・二 （略）

（削除）  
（削除）

（削除）

（事務の区分）

第四十条の二 第十六条第二項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（設置及び所掌事務）

第四十五条 （略）

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

第十七条 環境大臣は、次のいずれかに該当する地域について、関係都道府県知事に対し、その地域において実施されるべき公害の防止に関する施策に係る基本方針を示して、その施策に係る計画（以下「公害防止計画」という。）の策定を指示するものとする。

一・二 （略）

2 前項の基本方針は、環境基本計画を基本として策定するものとする。  
3 関係都道府県知事は、第一項の規定による指示を受けたときは、同項の基本方針に基づき公害防止計画を作成し、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 環境大臣は、第一項の規定による指示及び前項の同意をするに当たっては、あらかじめ、公害対策会議の議を経なければならない。

5 環境大臣は、第一項の規定による指示をするに当たっては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

（事務の区分）

第四十条の二 第十六条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（設置及び所掌事務）

第四十五条 （略）

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(削除)

- 一 公害の防止に関する施策であつて基本的かつ総合的なものの企画に  
関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させ  
られた事務

一 公害防止計画に関し、第十七条第四項に規定する事項を処理するこ  
と。

- 二 前号に掲げるもののほか、公害の防止に関する施策であつて基本的  
かつ総合的なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進  
すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属さ  
せられた事務

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	
	現 行	
<p style="text-align: right;">（水質保全計画）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 水質保全計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>3～9 （略）</p> <p>10 都道府県知事は、水質保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。</p> <p>11・12 （略）</p>	<p style="text-align: right;">（水質保全計画）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 水質保全計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、指定水域の水質の保全のために必要な措置に関する事項</p> <p>3～9 （略）</p> <p>10 都道府県知事は、水質保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>11・12 （略）</p>	

改 正 案	現 行
（市町村分別収集計画）	（市町村分別収集計画）
第八条　（略）	第八条　（略）
2　市町村分別収集計画においては、当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。	2　市町村分別収集計画においては、当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
一〇六　（略）	一〇六　（略）
（削除）	（削除）
3　（略）	3　（略）
4　市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に提出しなければならない。	4　市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出するとともに、公表しなければならない。
5　（略）	5　（略）
（都道府県分別収集促進計画）	（都道府県分別収集促進計画）
第九条　（略）	第九条　（略）
2　都道府県分別収集促進計画においては、当該都道府県の区域内の容器包装廃棄物の分別収集の促進に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。	2　都道府県分別収集促進計画においては、当該都道府県の区域内の容器包装廃棄物の分別収集の促進に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
一〇三　（略）	一〇二　（略）
四　容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知	四　容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知

識の普及並びに当該都道府県の区域内の市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項

3・4 (略)

5 都道府県は、都道府県分別収集促進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、環境大臣に提出しなければならない。

6・7 (略)

識の普及、当該都道府県の区域内の市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進その他の分別収集の促進に関する事項

3・4 (略)

5 都道府県は、都道府県分別収集促進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを環境大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

6・7 (略)

	改 正 案	現 行
	（総量削減計画）	（総量削減計画）
	第十一条（略）	第十一条（略）
	<p>2 都道府県知事は、前条第一項の総量削減計画を定めようとするときは、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村長の意見を聴くとともに、公聴会の開催その他の指定地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 都道府県知事は、前条第一項の総量削減計画を定めたときは、第一項各号に掲げる事項を公表するよう努めなければならない。</p> <p>5・6 （略）</p>	<p>2 都道府県知事は、前条第一項の総量削減計画を定めようとするときは、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村長の意見を聴くとともに、公聴会を開き、指定地域の住民の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 都道府県知事は、前条第一項の総量削減計画を定めたときは、第一項各号に掲げる事項を公告しなければならない。</p> <p>5・6 （略）</p>
	（ダイオキシン類土壌汚染対策計画）	（ダイオキシン類土壌汚染対策計画）
	第三十一条（略）	第三十一条（略）
	2 （略）	2 （略）
	<p>3 都道府県知事は、対策計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、公聴会の開催その他の対策地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4・7 （略）</p>	<p>3 都道府県知事は、対策計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、公聴会を開き、対策地域の住民の意見を聴かなければならない。</p> <p>4・7 （略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県等の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（削除）</p>	<p>（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県等の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項</p> <p>3 都道府県等は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならぬ。</p>

	改 正 案	現 行
	（鳥獣保護事業計画）	（鳥獣保護事業計画）
第四条 （略）		第四条 （略）
	2 鳥獣保護事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	2 鳥獣保護事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
	一〇七 （略）	一〇七 （略）
	（削除）	
	八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項	八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項
	（削除）	九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項
	三 鳥獣保護事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。	十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項
4  （略）		
5  都道府県知事は、鳥獣保護事業計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、環境大臣に報告しなければならない。	4  都道府県知事は、鳥獣保護事業計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に報告しなければならない。	3  （略）
	（特定鳥獣保護管理計画）	（特定鳥獣保護管理計画）
第七条 （略）		第七条 （略）
2 特定鳥獣保護管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	2 特定鳥獣保護管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとす	

一〇六 (略)

(削除)

3| 特定鳥獣保護管理計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、特定鳥獣の保護管理のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4| (略)

5| 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、利害関係人の意見を聴かなければならぬ。

6| 7| (略)

8| 第四条第四項及び第五項の規定は、特定鳥獣保護管理計画について準用する。

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

第九条 (略)

2| 13 (略)

14 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第五条第一項に規定する緊急指定種（以下「国内希少野生動植物種等」という。）に係る第一項の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等については、同法第十条第一項の許可を受けたとき、同法第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等としてするとき、又は同法第五十四条第二項の規定により国が機関若しくは地方公共団体が環境大臣に協議したときは、第一項の許可（環境大臣に係るものに限る。）を受けることを要し

一〇六 (略)

七| その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項

4| 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴かなければならない。

5| 6| (略)

7| 第四条第三項及び第四項の規定は、特定鳥獣保護管理計画について準用する。

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

第九条 (略)

2| 13 (略)

14 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第五条第一項に規定する緊急指定種（以下「国内希少野生動植物種等」という。）に係る第一項の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等については、同法第十条第一項の許可を受けたとき、同法第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等としてするとき、又は同法第五十四条第二項の規定により国が機関若しくは地方公共団体が環境大臣に協議したときは、第一項の許可（環境大臣に係るものに限る。）を受けることを要し

体が環境大臣に協議しその同意を得たときは、第一項の許可（環境大臣

ない。

(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)

第十二条 (略)

2～5 (略)

6 第二条第六項の規定は第一項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により環境大臣がする制限について、第四条第四項及び第七条第五項の規定は第二項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により都道府県知事がする制限について準用する。

(特定鳥獣に係る特例)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 第四条第四項、第七条第五項及び第十二条第四項の規定は第二項の規定による期間の延長及び前項の規定による禁止又は制限の解除について、同条第五項の規定は前項の規定による禁止又は制限の解除について、第三十四条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による区域の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに区域及び存続期間」と、同条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十四条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

に係るものに限る。) を受けることを要しない。

(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)

第十二条 (略)

2～5 (略)

6 第二条第六項の規定は第一項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により環境大臣がする制限について、第四条第三項及び第七条第四項の規定は第二項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により都道府県知事がする制限について準用する。

(特定鳥獣に係る特例)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 第四条第三項、第七条第四項及び第十二条第四項の規定は第二項の規定による期間の延長及び前項の規定による禁止又は制限の解除について、同条第五項の規定は前項の規定による禁止又は制限の解除について、第三十四条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による区域の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに区域及び存続期間」と、同条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十四条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

(指定猟法禁止区域)

第十五条 (略)

2～12 (略)

13 環境大臣又は都道府県知事は、指定猟法禁止区域の指定をしたときは、当該指定猟法禁止区域の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

14 前項の標識に関し必要な事項は、環境省令で定める。ただし、都道府県知事が設置する標識の寸法は、この項本文の環境省令の定めるところを参照して、都道府県の条例で定める。

(鳥獣保護区)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日（都道府県知事にあつては、その定めるおおむね十四日の期間）を経過するまでの間、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（次項及び第六項において「指針案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。

5 (略)

6 環境大臣又は都道府県知事は、指針案について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたとき、その他鳥獣保護区の指定又は変更に関し広

(指定猟法禁止区域)

第十五条 (略)

2～12 (略)

13 環境大臣又は都道府県知事は、指定猟法禁止区域の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該指定猟法禁止区域の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

(鳥獣保護区)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（次項及び第六項において「指針案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。

5 (略)

6 環境大臣又は都道府県知事は、指針案について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたとき、その他鳥獣保護区の指定又は変更に関し広

く意見を聞く必要があると認めるときは、環境大臣にあつては公聴会を開催するものとし、都道府県知事にあつては公聴会の開催その他の必要な措置を講ずるものとする。

7・8 (略)

9 第二項並びに第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項の規定は第七項ただし書の規定による更新について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第四条第四項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第四条第四項の規定は第一項の規定による指定及びその変更（鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第四条第三項及び第十二条第四項の規定は第四条第四項の場合にあつては、鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項の規定は第一項の規定による指定及びその変更について準用する。この場合において、同条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十八条第九項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

10・11 (略)

(鳥獣保護区における保全事業)

第二十八条の二 (略)

2 (略)

3 地方公共団体は、次に掲げる場合にあつては環境大臣に協議してその

く意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7・8 (略)

9 第二項並びに第十五条第二項、第三項及び第十三項の規定は第七項ただし書の規定による更新について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第四条第三項及び第十二条第四項の規定は第四条第三項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第四条第三項の規定は第一項の規定による指定及びその変更（鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第四条第三項及び第十三項の規定は第一項の規定による指定及びその変更について準用する。この場合において、同条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十八条第九項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

10・11 (略)

(鳥獣保護区における保全事業)

第二十八条の二 (略)

2 (略)

3 地方公共団体は、環境大臣に協議し、その同意を得て、国指定鳥獣保

同意を得、それ以外の場合にあつては環境大臣に協議して、国指定鳥獣保護区における保全事業の一部を行うことができる。

護区における保全事業の一部を行うことができる。

一 当該保全事業として希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。

二 当該保全事業として第九条第一項第三号の環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

4 都道府県以外の地方公共団体は、前項各号に掲げる場合に該当する場合にあつては都道府県知事に協議してその同意を得、それ以外の場合にあつては都道府県知事に協議して、都道府県指定鳥獣保護区における保全事業の一部を行うことができる。

5 都道府県が第一項の規定による保全事業を行う場合において第三項各号に掲げる場合に該当するとき又は都道府県知事が前項の規定により保全事業について同意をしようとする場合は、都道府県又は都道府県知事は、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

(削除)

4 都道府県以外の地方公共団体は、都道府県知事に協議し、その同意を得て、都道府県指定鳥獣保護区における保全事業の一部を行うことができる。

5 都道府県が第一項の規定による保全事業を行い、又は都道府県知事が前項の規定により保全事業について同意をしようとする場合において、次に掲げるときは、都道府県又は都道府県知事は、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

一 当該保全事業として希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。

二 当該保全事業として第九条第一項第三号に規定する環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

6 (略)

(特別保護地区)

第二十九条 (略)

2・3 (略)

(特別保護地区)

第二十九条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の規定は第一項の規定による指定の変更について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第四条第四項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第四条第四項の場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項並びに第二十八条第二項から第六項までの規定は第一項の規定による指定及びその変更（同条第三項から第六項までの場合にあっては、特別保護地区的区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について準用する。この場合において、第十二条第四項中「届け出なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに特別保護地区的名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区的保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は第一項の規定による指定の変更について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第四条第三項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第四条第三項の場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第十五条第二項、第三項及び第十三項並びに第二十八条第二項から第六項までの規定は第一項の規定による指定及びその変更（同条第三項から第六項までの場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について準用する。この場合において、第十二条第四項中「届け出なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

第三十四条（略）

5 都道府県知事は、休猟区の指定をしたときは、当該休猟区の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

第三十四条（休猟区の指定）（略）

第三十四条(略)

5 都道府県知事は、休猟区の指定をしたときは、「環境省令で定めるところにより、当該休猟区の区域内にこれを表示する標識を設置しなければ

ならない。

6 前項の標識に関し必要な事項（当該標識の寸法を除く。）は、環境省令で定める。

7 第五項の標識の寸法は、環境省令で定める基準を参考して、都道府県の条例で定める。

（特定獣具使用禁止区域等）

第三十五条 （略）

2 11 （略）

12 第二十四条第三項及び第五項の規定は承認について、同条第十項の規定は承認を受けた者について、前条第三項から第七項までの規定は第一項の指定について準用する。この場合において、第二十四条第五項中「販売許可証」とあるのは「承認証」と、同条第十項中「前項各号」とあるのは「第三十五条第十一項各号」と、前条第三項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びにその名称、区域、存続期間及び禁止又は制限に係る特定獣具の種類」と、同条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「第三十五条第十二項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

（特定獣具使用禁止区域等）

第三十五条 （略）

2 11 （略）

12 第二十四条第三項及び第五項の規定は承認について、同条第十項の規定は承認を受けた者について、前条第三項から第五項までの規定は第一項の指定について準用する。この場合において、第二十四条第五項中「販売許可証」とあるのは「承認証」と、同条第十項中「前項各号」とあるのは「第三十五条第十一項各号」と、前条第三項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びにその名称、区域、存続期間及び禁止又は制限に係る特定獣具の種類」と、同条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「第三十五条第十二項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（実施計画）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 都道府県等は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表する よう努めなければならない。</p> <p>7 （略）</p>	<p>（実施計画）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 都道府県等は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>7 （略）</p>

改 正 案	現 行
（エコツーリズム推進協議会）	（エコツーリズム推進協議会）
第五条 （略）	第五条 （略）
2 （略）	2 （略）
3 前項第一号に規定するエコツーリズム推進全体構想（以下「全体構想」という。）には、基本方針に即して、 <u>おおむね</u> 次の事項を定めるものとする。	3 前項第一号に規定するエコツーリズム推進全体構想（以下「全体構想」という。）には、基本方針に即して、次の事項を定めるものとする。
一〇六 （略）	一〇六 （略）
4 市町村は、その組織した協議会が全体構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告しなければならない。	4 市町村は、その組織した協議会が全体構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に報告しなければならない。
5～9 （略）	5～9 （略）

	改 正 案	現 行
第六十五条　（略）	（保険医療機関又は保険薬局の指定）	（保険医療機関又は保険薬局の指定）
2・3　（略）	4　厚生労働大臣は、第二項の病院又は診療所について第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請に係る病床の全部又は一部を除いて、第六十三条第三項第一号の指定を行うことができる。	4　厚生労働大臣は、第二項の病院又は診療所について第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請に係る病床の全部又は一部を除いて、第六十三条第三項第一号の指定を行うことができる。
二・三　（略）	一　当該病院又は診療所の医師、歯科医師、看護師その他の従業者の人員が、医療法第二十一条第一項第一号又は第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める員数及び同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した員数を満たしていないとき。	一　当該病院又は診療所の医師、歯科医師、看護師その他の従業者の人員が、医療法第二十一条第一項第一号又は第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める員数を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した員数を満たしていないとき。

	改 正 案	現 行
（用語の定義）	（用語の定義）	（用語の定義）
第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一～二十二 （略）	一～二十二 （略）	一～二十二 （略）
二十三 地区整備計画 都市計画法第十二条の五第二項第一号に掲げる地区整備計画をいう。	二十三 地区整備計画 都市計画法第十二条の五第二項第三号に掲げる地区整備計画をいう。	二十三 地区整備計画 都市計画法第十二条の五第二項第三号に掲げる地区整備計画をいう。
二十四 （略）	二十四 （略）	二十四 （略）
二十五 特定建築物地区整備計画 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。	二十五 特定建築物地区整備計画 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。）第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。	二十五 特定建築物地区整備計画 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。）第三十二条第二項第三号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。
二十六 防災街区整備地区整備計画 密集市街地整備法第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。	二十六 防災街区整備地区整備計画 密集市街地整備法第三十二条第二項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。	二十六 防災街区整備地区整備計画 密集市街地整備法第三十二条第二項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。
二十七 （略）	二十七 （略）	二十七 （略）
二十八 歴史的風致維持向上地区整備計画 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。	二十八 歴史的風致維持向上地区整備計画 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）第三十一条第二項第四号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。	二十八 歴史的風致維持向上地区整備計画 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）第三十一条第二項第四号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。
二十九 （略）	二十九 （略）	二十九 （略）

三十 沿道地区整備計画 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号。以下「沿道整備法」という。）第九

条第二項第一号に掲げる沿道地区整備計画をいう。

三十一～三十五 （略）

（建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例）

第六十八条の四 次に掲げる条件に該当する地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画（防災街区整備地区計画にあつては、密集市街地整備法第三十二条第二項第一号に規定する地区防災施設（以下単に「地区防災施設」という。）の区域が定められているものに限る。以下この条において同じ。）の区域内にある建築物で、当該地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の内容（都市計画法第十二条の六第二号、密集市街地整備法第三十二条の二第二号又は沿道整備法第九条の二第二号の規定による公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度（以下この条において「公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度」という。）を除く。）に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度に関する第二号の条例の規定は、適用しない。

一 地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整

三十 沿道地区整備計画 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号。以下「沿道整備法」という。）第九

条第二項第二号に掲げる沿道地区整備計画をいう。

三十一～三十五 （略）

（建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例）

第六十八条の四 次に掲げる条件に該当する地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画（防災街区整備地区計画にあつては、密集市街地整備法第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設（以下単に「地区防災施設」という。）の区域が定められているものに限る。以下この条において同じ。）の区域内にある建築物で、当該地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の内容（都市計画法第十二条の六第二号、密集市街地整備法第三十二条の二第二号又は沿道整備法第九条の二第二号の規定による公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度（以下この条において「公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度」という。）を除く。）に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度に関する第二号の条例の規定は、適用しない。

一 地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整

備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。

イ (略)

ロ (1)から(3)までに掲げる区域の区分に従い、当該(1)から(3)までに定める施設の配置及び規模

(1) 地区整備計画の区域 都市計画法第十二条の五第二項第一号に規定する地区施設又は同条第五項第一号に規定する施設

(2) 防災街区整備地区整備計画の区域 密集市街地整備法第三十二条第二項第二号に規定する地区施設

(3) 沿道地区整備計画の区域 沿道整備法第九条第二項第一号に規定する沿道地区施設又は同条第四項第一号に規定する施設

二 (略)

(地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例)

第六十八条の五の六 次に掲げる条件に該当する地区計画等（集落地区計画を除く。）の区域内の建築物については、第一号イに掲げる地区施設等の下にある部分で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの建築面積は、第五十三条第一項及び第二項、第五十七条の五第一項及び第二項、第五十九条第一項、第五十九条の二第一項、第六十条の二第一項、第六十八条の八、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する

備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。

イ (略)

ロ (1)から(3)までに掲げる区域の区分に従い、当該(1)から(3)までに定める施設の配置及び規模

(1) 地区整備計画の区域 都市計画法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設又は同条第五項第二号に規定する施設

(2) 防災街区整備地区整備計画の区域 密集市街地整備法第三十二条第二項第三号に規定する地区施設

(3) 沿道地区整備計画の区域 沿道整備法第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設

二 (略)

(地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例)

第六十八条の五の六 次に掲げる条件に該当する地区計画等（集落地区計画を除く。）の区域内の建築物については、第一号イに掲げる地区施設等の下にある部分で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの建築面積は、第五十三条第一項及び第二項、第五十七条の五第一項及び第二項、第五十九条第一項、第五十九条の二第一項、第六十条の二第一項、第六十八条の八、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する

建築物の建ぺい率の算定の基礎となる建築面積に算入しない。

一 地区整備計画等（集落地区整備計画を除く。）が定められていること

る区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること

。

イ その配置が地盤面の上に定められている通路その他の公共空地である地区施設等（第六十八条の四第一号口に規定する施設、地域歴史的風致法第三十一条第二項第一号に規定する地区施設又は地区防災施設をいう。以下同じ。）

ロ （略）

二 （略）

（道路の位置の指定に関する特例）

第六十八条の六 地区計画等に道の配置及び規模又はその区域が定められている場合には、当該地区計画等の区域（次の各号に掲げる地区計画等の区分に応じて、当該各号に定める事項が定められている区域に限る。次条第一項において同じ。）における第四十二条第一項第五号の規定による位置の指定は、地区計画等に定められた道の配置又はその区域に即して行わなければならない。ただし、建築物の敷地として利用しようとする土地の位置と現に存する道路の位置との関係その他の事由によりこれにより難いと認められる場合においては、この限りでない。

一 地区計画 再開発等促進区若しくは開発整備促進区（いずれも

都市計画法第十二条の五第五項第一号に規定する施設の配置及び

建築物の建ぺい率の算定の基礎となる建築面積に算入しない。

一 地区整備計画等（集落地区整備計画を除く。）が定められていること

る区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること

。

イ その配置が地盤面の上に定められている通路その他の公共空地である地区施設等（第六十八条の四第一号口に規定する施設、地域歴史的風致法第三十一条第二項第四号に規定する地区施設又は地区防災施設をいう。以下同じ。）

ロ （略）

二 （略）

（道路の位置の指定に関する特例）

第六十八条の六 地区計画等に道の配置及び規模又はその区域が定められている場合には、当該地区計画等の区域（次の各号に掲げる地区計画等の区分に応じて、当該各号に定める事項が定められている区域に限る。次条第一項において同じ。）における第四十二条第一項第五号の規定による位置の指定は、地区計画等に定められた道の配置又はその区域に即して行わなければならない。ただし、建築物の敷地として利用しようとする土地の位置と現に存する道路の位置との関係その他の事由によりこれにより難いと認められる場合においては、この限りでない。

一 地区計画 再開発等促進区若しくは開発整備促進区（いずれも

都市計画法第十二条の五第五項第二号に規定する施設の配置及び

規模が定められているものに限る。）又は地区整備計画

二・三（略）

四 沿道地区計画 沿道再開発等促進区（沿道整備法第九条第四項  
第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限  
る。）又は沿道地区整備計画

五（略）

規模が定められているものに限る。）又は地区整備計画

二・三（略）

四 沿道地区計画 沿道再開発等促進区（沿道整備法第九条第四項  
第二号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限  
る。）又は沿道地区整備計画

五（略）

○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）（附則第八十五条関係）

※今後通常国会に予算関連法案として提出されている「地方交付税法等の一部を改正する法律案」による改正後

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（測定単位及び単位費用）

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

現 行

（測定単位及び単位費用）

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位
七 災害復旧費	一～六 （略）	（略）	測定単位
災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同条第十一項に規定する基準に照らして同意をすることとな	（略）	（略）	測定単位

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位
七 灾害復旧費	一～六 （略）	（略）	測定単位
災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る	（略）	（略）	測定単位

類 測定単位の種 測定単位の数値の算定の基礎	市町村		元利 償還金（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方法によることとした場合における元利償還金に相当する額。以下同じ。）
表示単位	一～十六	八～十五 (略)	
	(略)	(略)	

類 測定単位の種 測定単位の数値の算定の基礎	市町村		元利 償還金（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方法によることとした場合における元利償還金に相当する額。以下同じ。）
表示単位	一～十六	八～十五 (略)	
	(略)	(略)	

一〇四十七	(略)	
四十八 個人	(略)	
の道府県民 税又は市町 村民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び 平成十年度 から平成十 八年度まで の各年度の 減収を補填 するため当 該各年度に おいて特別 に起こすこ とができる こととされ た地方債の	(8) 地方財政法 第三十三条の五の四の規定によ り平成十五年度から平成十八年度まで の各年度において起こすことができる こととされた地方債の額	(1) (7) (略)
		千円

一〇四十七	(略)	
四十八 個人	(略)	
の道府県民 税又は市町 村民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び 平成十年度 から平成十 八年度まで の各年度の 減収を補填 するため当 該各年度に おいて特別 に起こすこ とができる こととされ た地方債の	(8) 地方財政法 (昭和二十三年法律第百 九号) 第三十三条の五の四の規定によ り平成十五年度から平成十八年度まで の各年度において起こすことができる こととされた地方債の額	(1) (7) (略)
		千円

額

四十九ヶ五十  
(略)

(略)

額

四十九ヶ五十  
(略)

(略)

- 4 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表第一に定めるとおりとする。  
5 第二項の測定単位ごとの単位費用は、別表第二に定めるとおりとする。

- 6 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由によつて前二項の単位費用を変更する必要が生じた場合においては、国会の閉会中であるときにつき、政令で前二項の単位費用についての特例を設けることができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとなければならない。

- 6 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由によつて前二項の単位費用を変更する必要が生じた場合においては、国会の閉会中であるときにつき、政令で前二項の単位費用についての特例を設けることができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

#### 附 則

(平成二十四年度及び平成二十五年度における臨時財政対策のための特例加算)

第四条の三 平成二十四年度及び平成二十五年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の

(平成二十四年度及び平成二十五年度における臨時財政対策のための特例加算)

第四条の三 平成二十四年度及び平成二十五年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の

五の二第一項に規定する地方債（以下この項において「臨時財政対策債」という。）で当該各年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち同条第一項の規定による協議を受けてならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第五十号(1)から(5)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額  
二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

五の二第一項に規定する地方債（以下この項において「臨時財政対策債」という。）で当該各年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第五十号(1)から(5)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額  
二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

改 正 案	現 行
（債券発行等）	（債券発行等）
<p>第三十条 港務局は、港湾施設の建設、改良又は復旧の費用に充てるため、債券を発行することができる。</p> <p>2 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第一項、第二項及び第十一項（許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準に係る部分に限る。）並びに第五条の四第一項（第一号及び第二号を除く。）、第二項及び第六項（同法第五条の三第一項ただし書に係る部分に限る。）の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同法第五条の四第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる地方公共団体」とあるのは、「次に掲げる港務局及び当該年度の前年度に生じた損失について港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十一条第二項の規定による補てんを受けた港務局」と読み替えるものとする。</p> <p>3 港務局は、第一項の規定により発行した債券の償還に充てるため、毎事業年度、定款の定めるところにより償還準備金を積み立てなければならぬ。</p> <p>4 前項の償還準備金は、債券の償還の目的以外に使用してはならない。</p>	<p>第三十条 港務局は、港湾施設の建設、改良又は復旧の費用に充てるため、債券を発行することができる。</p> <p>2 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第一項、第二項及び第六項（許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準に係る部分に限る。）並びに第五条の四第一項（第一号及び第二号を除く。）、第二項及び第六項（同法第五条の三第一項ただし書に係る部分に限る。）の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同法第五条の四第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる地方公共団体」とあるのは、「次に掲げる港務局及び当該年度の前年度に生じた損失について港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十一条第二項の規定による補てんを受けた港務局」と読み替えるものとする。</p> <p>3 港務局は、第一項の規定により発行した債券の償還に充てるため、毎事業年度、定款の定めるところにより償還準備金を積み立てなければならぬ。</p> <p>4 前項の償還準備金は、債券の償還の目的以外に使用してはならない。</p>

	改 正 案	現 行
第五百八十六条　（略）	（特別土地保有税の非課税）	（特別土地保有税の非課税）
2　（略）	一～二十六　（略）	一～二十六　（略）
二十七　工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項に規定する特定工場に係る同項、同法第七条第一項又は同法第八条第一項の届出をした者が同法第四条第一項の規定により公表された準則又は同法第四条の二第一項の規定により定められた同項に規定する都道府県準則若しくは同条第二項の規定により定められた同項に規定する市準則のうち環境施設の面積の敷地面積に対する割合に関する事項に係るものに適合するため配置する環境施設の用設の用に供する土地で政令で定めるもの	二十七　工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項に規定する特定工場に係る同項、同法第七条第一項又は同法第八条第一項の届出をした者が同法第四条第一項の規定により公表された準則又は同法第四条の二第一項の規定により定められた同項に規定する地域準則のうち環境施設の面積の敷地面積に対する割合に関する事項に係るものに適合するため配置する環境施設の用に供する土地で政令で定めるもの	
二十八～三十　（略）	二十八～三十　（略）	二十八～三十　（略）
3・4　（略）	3・4　（略）	3・4　（略）
第五百八十七条の二　土地区画整理法による土地区画整理事業（農住組合法第八条第一項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第七条第一項第一号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項の規定により土	第五百八十七条の二　土地区画整理法による土地区画整理事業（農住組合法第八条第一項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第七条第一項第一号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項の規定により土	

地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十五条第一項第一号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業を含む。以下この項において「土地区画整理事業」という。）又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地で、土地区画整理法第二百条の二（農住組合法第八条第一項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）又は土地改良法第五十三条の七（同法第八十九条の二第八項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて当該土地区画整理事業の施行者又は当該土地改良事業を行う者が管理する土地（以下この項において「保留地予定地等」という。）に対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。ただし、当該保留地予定地等である土地が土地区画整理事業の施行に係るものであつて、第五百八十五条第五項において準用する第七十三条の二第十一項の規定により当該土地区画整理事業の施行者以外の者又は土地区画整理組合の参加組合員が当該保留地予定地等である土地について土地の所有者等とみなされた場合においては、この限りでない。

2 (略)

附 則

地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十五条第一項第一号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業を含む。以下この項において「土地区画整理事業」という。）又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地で、土地区画整理法第二百条の二（農住組合法第八条第一項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）又は土地改良法第五十三条の七（同法第八十九条の二第八項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の規定によつて当該土地区画整理事業の施行者又は当該土地改良事業を行う者が管理する土地（以下この項において「保留地予定地等」という。）に対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。ただし、当該保留地予定地等である土地が土地区画整理事業の施行に係るものであつて、第五百八十五条第五項において準用する第七十三条の二第十一項の規定により当該土地区画整理事業の施行者以外の者又は土地区画整理組合の参加組合員が当該保留地予定地等である土地について土地の所有者等とみなされた場合においては、この限りでない。

2 (略)

附 則

(不動産取得税の課税標準の特例)

第十一条 (略)

2～14 (略)

15 土地改良法第五十三条の三の二第二項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条又は第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第五十三条の三第二項に規定する土地を取得することが適當と認める者が、同法第五十三条の三の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条又は第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により換地計画において定められた換地であつて、同法第五十三条の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

16 (略)

(市街化区域農地に対して課する昭和四十七年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第十九条の二 昭和四十七年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地（農地のうち都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内の農地（同法第八条第一項第十四号に掲げる生産緑地地区の区域内の農地及び同法第四条第六項に規定する都市計画施設

(不動産取得税の課税標準の特例)

第十一条 (略)

2～14 (略)

15 土地改良法第五十三条の三の二第二項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条又は第九十六条の四において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第五十三条の三第二項に規定する土地を取得することが適當と認める者が、同法第五十三条の三の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条又は第九十六条の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により換地計画において定められた換地であつて、同法第五十三条の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

16 (略)

(市街化区域農地に対して課する昭和四十七年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第十九条の二 昭和四十七年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地（農地のうち都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内の農地（同法第八条第一項第十四号に掲げる生産緑地地区の区域内の農地及び同法第四条第六項に規定する都市計画施設

として定められた公園又は緑地の区域内の農地で同法第五十五条第一項の規定による都道府県知事等の指定を受けたものその他の政令で定める農地を除く。）をいう。以下同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格については、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地（以下「類似宅地」という。）の固定資産税の課税標準となるべき価格については、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地（以下「類似宅地」という。）の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格によつて定められるべきものとする。

2～4  
(略)

として定められた公園又は緑地の区域内の農地で同法第五十五条第一項の規定による都道府県知事の指定を受けたものその他の政令で定める農地を除く。）をいう。以下同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格については、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地（以下「類似宅地」という。）の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格によつて定められるべきものとする。

2～4  
(略)

改 正 案	現 行
<p>（収去酒類等の非課税）</p> <p>第六条の四 次に掲げる酒類がその製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる場合には、当該酒類には、酒税を課さない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）<u>第六十九条第四項</u>（立入検査等）の規定により収去される酒類</p> <p>三 （略）</p>	<p>（収去酒類等の非課税）</p> <p>第六条の四 次に掲げる酒類がその製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる場合には、当該酒類には、酒税を課さない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）<u>第六十九条第三項</u>（立入検査等）の規定により収去される酒類</p> <p>三 （略）</p>

		改 正 案	
		現 行	

（都市緑地法の特例）

第一百十五条の二十一 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて都市緑地法（昭和四八年法律第七十二号）第十四条第一項の規定により許可を要するものをしようとする場合における同条第八項後段の規定の適用については、同項後段中「都道府県知事等に協議しなければ」とあるのは、「同項の許可の権限を有する者にその旨を通知しなければ」とする。

2  
（略）

3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為が都市緑地法第二十条第一項の規定に基づく条例の規定により許可を要することとされる場合における当該条例の規定の適用については、前二項の規定の例による。

（都市緑地法の特例）

第一百十五条の二十一 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて都市緑地法（昭和四八年法律第七十二号）第十四条第一項の規定により許可を要するものをしようとする場合における同条第八項後段の規定の適用については、同項後段中「都道府県知事に協議しなければ」とあるのは、「同項の許可の権限を有する者にその旨を通知しなければ」とする。

2  
（略）

3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為が都市緑地法第二十条第一項の規定に基づく条例の規定により許可を要することとされる場合における当該条例の規定の適用については、前二項の規定の例による。

改 正 案

（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）

第三十三条 個人の有する資産（所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条、次条第二項及び第三十三条の四において同じ。）で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（次条第一項の規定に該当する場合を除く。）において、その者が当該各号に規定する補償金、対価又は清算金の額（当該資産の譲渡（消滅及び価値の減少を含む。以下この款において同じ。）に要した費用がある場合には、当該補償金、対価又は清算金のうちから支出したものとして政令で定める金額を控除した金額。以下この条において同じ。）の全部又は一部に相当する金額をもつて当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利交換、買収又は消滅（以下第三十三条の四までにおいて「収用等」という。）のあつた日の属する年の十二月三十一日までに当該収用等により譲渡した資産と同種の資産その他のこれに代わるべき資産として政令で定めるもの（以下この款において「代替資産」という。）の取得（所有権移転外リース取引による取得を除き、製作及び建設を含む。以下この款において同じ。）をしたときは、その者については、その選択により、当該収用等により取得した補償金、対価又は清算金の額が当該代替資産に係る取得に要した金額（以下第三十七条の九の二まで及

現 行

（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）

第三十三条 個人の有する資産（所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条、次条第二項及び第三十三条の四において同じ。）で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（次条第一項の規定に該当する場合を除く。）において、その者が当該各号に規定する補償金、対価又は清算金の額（当該資産の譲渡（消滅及び価値の減少を含む。以下この款において同じ。）に要した費用がある場合には、当該補償金、対価又は清算金のうちから支出したものとして政令で定める金額を控除した金額。以下この条において同じ。）の全部又は一部に相当する金額をもつて当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利交換、買収又は消滅（以下第三十三条の四までにおいて「収用等」という。）のあつた日の属する年の十二月三十一日までに当該収用等により譲渡した資産と同種の資産その他のこれに代わるべき資産として政令で定めるもの（以下この款において「代替資産」という。）の取得（所有権移転外リース取引による取得を除き、製作及び建設を含む。以下この款において同じ。）をしたときは、その者については、その選択により、当該収用等により取得した補償金、対価又は清算金の額が当該代替資産に係る取得に要した金額（以下第三十七条の九の二まで及

び第三十七条の九の五において「取得価額」という。)以下である場合にあつては、当該譲渡した資産(第三号の清算金を同号の土地等とともに取得した場合には、当該譲渡した資産のうち当該清算金の額に対応するものとして政令で定める部分。以下この項において同じ。)の譲渡がなかつたものとし、当該補償金、対価又は清算金の額が当該取得価額を超える場合にあつては、当該譲渡した資産のうちその超える金額に相当するものとして政令で定める部分について譲渡があつたものとして、第三十一条(第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。第三十三条の四第一項第一号、第三十四条第一項第一号、第三十四条の二第一項第一号、第三十四条の三第一項第一号、第三十五条第一項第一号及び第三十五条の二第一項を除き、以下第三十七条の九の五までにおいて同じ。)若しくは第三十二条又は所得税法第三十二条若しくは第三十三条の規定を適用することができる。

## 一・二 (略)

三 土地又は土地の上に存する権利(以下第三十三条の三までにおいて「土地等」という。)につき土地区画整理法による土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号。以下第三十四条の二までにおいて「大都市地域住宅等供給促進法」という。)による住宅街区整備事業、新都市基盤整備法による土地整理又は土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により土地区画整理法第九十四条(大都市地域住宅等供給促進法第八十二条第一項及び新都市基盤整備法第三十七条において準用する場合を含む。)の

び第二十七条の九の五において「取得価額」という。)以下である場合にあつては、当該譲渡した資産(第三号の清算金を同号の土地等とともに取得した場合には、当該譲渡した資産のうち当該清算金の額に対応するものとして政令で定める部分。以下この項において同じ。)の譲渡がなかつたものとし、当該補償金、対価又は清算金の額が当該取得価額を超える場合にあつては、当該譲渡した資産のうちその超える金額に相当するものとして政令で定める部分について譲渡があつたものとして、第三十一条(第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。第三十三条の四第一項第一号、第三十四条第一項第一号、第三十四条の二第一項第一号、第三十四条の三第一項第一号、第三十五条第一項第一号及び第三十五条の二第一項を除き、以下第三十七条の九の五までにおいて同じ。)若しくは第三十二条又は所得税法第三十二条若しくは第三十三条の規定を適用することができる。

## 一・二 (略)

三 土地又は土地の上に存する権利(以下第三十三条の三までにおいて「土地等」という。)につき土地区画整理法による土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号。以下第三十四条の二までにおいて「大都市地域住宅等供給促進法」という。)による住宅街区整備事業、新都市基盤整備法による土地整理又は土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により土地区画整理法第九十四条(大都市地域住宅等供給促進法第八十二条第一項及び新都市基盤整備法第三十七条において準用する場合を含む。)の

規定による清算金（土地区画整理法第九十条（大都市地域住宅等供給促進法第八十二条第一項及び新都市基盤整備法第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により換地又は当該権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を定められなかつたこと及び大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第四項又は第九十条第一項の規定により大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第四項に規定する施設住宅の一部等又は大都市地域住宅等供給促進法第九十条第二項に規定する施設住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利を定められなかつたことにより支払われるものを除く。）又は土地改良法第五十四条の二第四項（同法第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）又は土地改良法第五十四条の二第四項（同法第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する清算金（同法第五十三条の二の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定められなかつたことにより支払われるものを除く。）を取得するとき（政令で定める場合に該当する場合を除く。）。

三の二～八 （略）

2～6 （略）

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）

第三十四条の二 （略）

規定による清算金（土地区画整理法第九十条（大都市地域住宅等供給促進法第八十二条第一項及び新都市基盤整備法第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により換地又は当該権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を定められなかつたこと及び大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第四項又は第九十条第一項の規定により大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第四項に規定する施設住宅の一部等又は大都市地域住宅等供給促進法第九十条第二項に規定する施設住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利を定められなかつたことにより支払われるものを除く。）又は土地改良法第五十四条の二第四項（同法第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する清算金（同法第五十三条の二の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定められなかつたことにより支払われるものを除く。）を取得するとき（政令で定める場合に該当する場合を除く。）。

三の二～八 （略）

2～6 （略）

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）

第三十四条の二 （略）

2 前項に規定する特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合とは、次に掲げる場合をいう。

一〇八 (略)

九 地方公共団体又は景観法（平成十六年法律第百十号）第九十二条第一項に規定する景観整備機構（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号口に規定する景観重要公共施設の整備に関する事業（当該事業が当該景観整備機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するため、当該景観計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第三十三条第一項第二号、第三十三条の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第二号、第四号若しくは前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

一〇二十五 (略)

3・4 (略)

（農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）

第三十四条の三 (略)

2 前項に規定する農地保有の合理化等のために譲渡した場合は、次に掲げる場合をいう。

一〇三 (略)

四 農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第五条

2 前項に規定する特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合とは、次に掲げる場合をいう。

一〇八 (略)

九 地方公共団体又は景観法（平成十六年法律第百十号）第九十二条第一項に規定する景観整備機構（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号口に規定する景観重要公共施設の整備に関する事業（当該事業が当該景観整備機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するため、当該景観計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第三十三条第一項第二号、第三十三条の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第二号、第四号若しくは前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

一〇二十五 (略)

3・4 (略)

（農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）

第三十四条の三 (略)

2 前項に規定する農地保有の合理化等のために譲渡した場合は、次に掲げる場合をいう。

一〇二 (略)

四 農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第五条

第三項の規定により同条第一項又は第二項の実施計画において定められた工業等導入地区内の土地等（農業振興地域の整備に関する法律第三条に規定する農用地等及び当該農用地等の上に存する権利に限る。）を当該実施計画に係る農村地域工業等導入促進法第四条第二項第二号に規定する工場用地等の用に供するため譲渡した場合

五 土地等（土地改良法第二条第一項に規定する農用地及び当該農用地

の上に存する権利に限る。）につき同条第二項第一号から第三号までに掲げる土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により同法第五十四条の二第四項（同法第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する清算金（当該土地等について、同法第八条第五項第二号に規定する施設の用若しくは同項第三号に規定する農用地以外の用途に供する土地又は同法第五十三条の三の二第一項第一号に規定する農用地に供することを予定する土地に充てるため同法第五十三条の二の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により、地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたことにより支払われるものに限る。）を取得するとき。

六〇九 （略）

3・4 （略）

第三項の規定により同条第一項又は第二項の実施計画において定められた工業等導入地区内の土地等（農業振興地域の整備に関する法律第三条に規定する農用地等及び当該農用地等の上に存する権利に限る。）を当該実施計画に係る農村地域工業等導入促進法第四条第二項第二号に規定する工場用地等の用に供するため譲渡した場合

五 土地等（土地改良法第二条第一項に規定する農用地及び当該農用地

の上に存する権利に限る。）につき同条第二項第一号から第三号までに掲げる土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により同法第五十四条の二第四項（同法第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）に規定する清算金（当該土地等について、同法第八条第五項第二号に規定する施設の用若しくは同項第三号に規定する農用地以外の用途に供する土地又は同法第五十三条の三の二第一項第一号に規定する農用地に供することを予定する土地に充てるため同法第五十三条の二の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により、地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたことにより支払われるものに限る。）を取得するとき。

六〇九 （略）

3・4 （略）

(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)

第四十三条の二 青色申告書を提出する法人が、関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）第五条第二項に規定する建設計画の同意の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、同法第二条第四項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定める要件を満たす研究所用の施設に含まれる研究所用の建物及びその附属設備並びに機械及び装置（政令で定める規模のものに限る。以下この項において「研究施設」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は研究施設を作成し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該研究施設をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該研究施設の償却限度額は、法人税法第三十条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該研究施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該研究施設の取得価額の百分の十二（建物及びその附属設備については、百分の六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 (略)

(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)

第六十四条 法人（清算中の法人を除く。以下この条、次条、第六十五条第三項及び第五項並びに第六十五条の二において同じ。）の有する資産（棚卸資産を除く。以下この条、次条、第六十五条第三項及び第六十五

(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)

第四十三条の二 青色申告書を提出する法人が、関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）第五条第一項に規定する建設計画の同意の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、同法第二条第四項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定める要件を満たす研究所用の施設に含まれる研究所用の建物及びその附属設備並びに機械及び装置（政令で定める規模のものに限る。以下この項において「研究施設」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は研究施設を作成し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該研究施設をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該研究施設の償却限度額は、法人税法第三十条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該研究施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該研究施設の取得価額の百分の十二（建物及びその附属設備については、百分の六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 (略)

(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)

第六十四条 法人（清算中の法人を除く。以下この条、次条、第六十五条第三項及び第五項並びに第六十五条の二において同じ。）の有する資産（棚卸資産を除く。以下この条、次条、第六十五条第三項及び第六十五

条の二において同じ。）で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（第六十五条第一項の規定に該当する場合を除く。）において、当該法人が当該各号に規定する補償金、対価又は清算金の額（当該資産の譲渡（消滅及び価値の減少を含む。以下この款において同じ。）に要した経費がある場合には、当該補償金、対価又は清算金の額のうちから支出したものとして政令で定める金額を控除了した金額。以下この条及び次条において同じ。）の全部又は一部に相当する金額をもつて当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利交換、買収又は消滅（以下この款において「収用等」という。）のあつた日を含む事業年度において当該収用等により譲渡した資産と同種の資産その他のこれに代わるべき資産として政令で定めるもの（以下第六十五条までにおいて「代替資産」という。）の取得（所有権移転外リース取引による取得を除き、製作及び建設を含む。以下第六十五条までにおいて同じ。）をし、当該代替資産につき、その取得価額（その額が当該補償金、対価又は清算金の額（既に代替資産の取得に充てられた額があるときは、その額を控除した額）を超える場合には、その超える金額を控除了した金額。次条第九項において同じ。）に、補償金、対価若しくは清算金の額から当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除了した残額の当該補償金、対価若しくは清算金の額に対する割合（次条において「差益割合」という。）を乗じて計算した金額（以下この項及び第八項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立て

条の二において同じ。）で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（第六十五条第一項の規定に該当する場合を除く。）において、当該法人が当該各号に規定する補償金、対価又は清算金の額（当該資産の譲渡（消滅及び価値の減少を含む。以下この款において同じ。）に要した経費がある場合には、当該補償金、対価又は清算金の額のうちから支出したものとして政令で定める金額を控除了した金額。以下この条及び次条において同じ。）の全部又は一部に相当する金額をもつて当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利交換、買収又は消滅（以下この款において「収用等」という。）のあつた日を含む事業年度において当該収用等により譲渡した資産と同種の資産その他のこれに代わるべき資産として政令で定めるもの（以下第六十五条までにおいて「代替資産」という。）の取得（所有権移転外リース取引による取得を除き、製作及び建設を含む。以下第六十五条までにおいて同じ。）をし、当該代替資産につき、その取得価額（その額が当該補償金、対価又は清算金の額（既に代替資産の取得に充てられた額があるときは、その額を控除した額）を超える場合には、その超える金額を控除了した金額。次条第九項において同じ。）に、補償金、対価若しくは清算金の額から当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除了した残額の当該補償金、対価若しくは清算金の額に対する割合（次条において「差益割合」という。）を乗じて計算した金額（以下この項及び第八項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立て

る方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

#### 一・二 （略）

三 土地又は土地の上に存する権利（以下この款において「土地等」という。）につき土地区画整理法による土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下第六十五条の四までにおいて「大都市地域住宅等供給促進法」という。）による住宅街区整備事業、新都市基盤整備法による土地整理又は土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により土地区画整理法第九十四条（大都市地域住宅等供給促進法第八十二条第一項及び新都市基盤整備法第三十七条において準用する場合を含む。）の規定による清算金（土地区画整理法第九十条（大都市地域住宅等供給促進法第八十二条第一項及び新都市基盤整備法第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により換地又は当該権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を定められなかつたこと及び大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第四項又は第九十条第一項の規定により大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第四項に規定する施設住宅の一部等又は大都市地域住宅等供給促進法第九十条第二項に規定する施設住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利を定められなかつたことにより支払われるものを除く。）又は土地改良法第五十四条の二第四項（同法第八十九条の二第十項、第九十六条及び

る方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

#### 一・二 （略）

三 土地又は土地の上に存する権利（以下この款において「土地等」という。）につき土地区画整理法による土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下第六十五条の四までにおいて「大都市地域住宅等供給促進法」という。）による住宅街区整備事業、新都市基盤整備法による土地整理又は土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により土地区画整理法第九十四条（大都市地域住宅等供給促進法第八十二条第一項及び新都市基盤整備法第三十七条において準用する場合を含む。）の規定による清算金（土地区画整理法第九十条（大都市地域住宅等供給促進法第八十二条第一項及び新都市基盤整備法第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により換地又は当該権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を定められなかつたこと及び大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第四項又は第九十条第一項の規定により大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第四項に規定する施設住宅の一部等又は大都市地域住宅等供給促進法第九十条第二項に規定する施設住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利を定められなかつたことにより支払われるものを除く。）又は土地改良法第五十四条の二第四項（同法第八十九条の二第十項、第九十六条及び

第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する清算金（同法第五十三条の二の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定められなかつたことにより支払われるものを除く。）を取得するとき（政令で定める場合に該当する場合を除く。）。

三の二～八 （略）

2～12 （略）

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）

第六十五条の四 法人の有する土地等が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中

第九十六条の四において準用する場合を含む。）に規定する清算金（同法第五十三条の二の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の規定により地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定められなかつたことにより支払われるものを除く。）を取得するとき（政令で定める場合に該当する場合を除く。）。

三の二～八 （略）

2～12 （略）

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）

第六十五条の四 法人の有する土地等が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中

にその該当することとなつた土地等のいづれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十五条の十一から第六十六条の二までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と千五百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八条の七十五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額（とのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一〇八（略）

九 地方公共団体又は景観法第九十二条第一項に規定する景観整備機構（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号口に規定する景観重要公共施設の整備に関する事業（当該事業が当該景観整備機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために、当該景観計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第二号、第四号若しくは前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

一〇九（略）

205（略）

にその該当することとなつた土地等のいづれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十五条の十一から第六十六条の二までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と千五百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八条の七十五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額（とのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一〇八（略）

九 地方公共団体又は景観法第九十二条第一項に規定する景観整備機構（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号口に規定する景観重要公共施設の整備に関する事業（当該事業が当該景観整備機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために、当該景観計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第二号、第四号若しくは前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

一〇九（略）

205（略）

(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)

第六十八条の十七 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、関西文化学術研究都市建設促進法第五条第二項に規定する建設計画の同意の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、第四十三条の二第一項に規定する研究施設（以下この項において「研究施設」という。）を取得し、又は研究施設を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該研究施設をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該研究施設の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該研究施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該研究施設の取得価額の百分の十二（建物及びその附属設備については、百分の六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 (略)

(特定の地区施設等の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例)

第七十一条の十五 課税時期において都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められた同法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（同法第十二条の五第二項第一号に掲げる地区整備計画（政令で

(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)

第六十八条の十七 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、関西文化学術研究都市建設促進法第五条第一項に規定する建設計画の同意の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、第四十三条の二第一項に規定する研究施設（以下この項において「研究施設」という。）を取得し、又は研究施設を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該研究施設をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該研究施設の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該研究施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該研究施設の取得価額の百分の十二（建物及びその附属設備については、百分の六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 (略)

(特定の地区施設等の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例)

第七十一条の十五 課税時期において都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められた同法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（同法第十二条の五第二項第三号に掲げる地区整備計画（政令で

定めるものに限る。）が定められている当該地区整備計画の区域に限る。

。）内にある同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区施設その他の施設で政令で定めるものの用に供されている土地等のうち当該地区整備計画において定められた同条第七項第二号に規定する壁面の位置の制限で建築基準法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例により同項の制限として定められたものにより当該壁面の位置の制限に反して建築物の壁その他の政令で定めるものを建築してはならないこととされている部分（以下この項において「地区計画に係る特定の地区施設等」という。）に係る土地等（当該土地等が地区計画に係る特定の地区施設等以外の用にも供されているときは、当該土地等のうち当該地区計画に係る特定の地区施設等以外の用に供されている部分として政令で定める部分を除く。）に該当する土地等については、地価税法第六条から第八条まで及び附則第三条第二項の規定並びに第七十一条の二から第七十一条の六までの規定により地価税が非課税とされるもの並びに同法第十七条の規定及び第七十一条の七から第七十一条の十二までの規定に該当するものを除き、同法第十六条に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の三分の二に相当する金額とする。

2・3 (略)

定めるものに限る。）が定められている当該地区整備計画の区域に限る。

。）内にある同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設その他の施設で政令で定めるものの用に供されている土地等のうち当該地区整備計画において定められた同条第七項第二号に規定する壁面の位置の制限で建築基準法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例により同項の制限として定められたものにより当該壁面の位置の制限に反して建築物の壁その他の政令で定めるものを建築してはならないこととされている部分（以下この項において「地区計画に係る特定の地区施設等」という。）に係る土地等（当該土地等が地区計画に係る特定の地区施設等以外の用にも供されているときは、当該土地等のうち当該地区計画に係る特定の地区施設等以外の用に供されている部分として政令で定める部分を除く。）に該当する土地等については、地価税法第六条から第八条まで及び附則第三条第二項の規定並びに第七十一条の二から第七十一条の六までの規定により地価税が非課税とされるもの並びに同法第十七条の規定及び第七十一条の七から第七十一条の十二までの規定に該当するものを除き、同法第十六条に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の三分の二に相当する金額とする。

2・3 (略)

改 正 案	現 行
<p>（高速自動車国道との連結の制限）</p> <p>第十一條 次に掲げる施設以外の施設は、高速自動車国道と連結させてはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前号の施設と当該高速自動車国道とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの（第一号に掲げる施設を除く。）</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、政令で定める施設</p> <p>（連結許可等）</p> <p>第十一條の二 （略）</p> <p>2 国土交通大臣は、連結許可の申請があつた場合において、当該申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、連結許可をすることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前条第二号から第四号までに掲げる施設であつて、これを管理する者以外の者の管理する他の通路その他の施設に連結するもの 第五条第一項又は第三項の規定により定められた整備計画及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。</p>	<p>（高速自動車国道との連結の制限）</p> <p>第十一條 次に掲げる施設以外の施設は、高速自動車国道と連結させてはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第一号に掲げるものを除くほか、前号の施設と当該高速自動車国道とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの</p> <p>（連結許可等）</p> <p>第十一條の二 （略）</p> <p>2 国土交通大臣は、連結許可の申請があつた場合において、当該申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、連結許可をすることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前条第二号又は第三号に掲げる施設であつて、これを管理する者以外の者の管理する他の通路その他の施設に連結するもの 第五条第一項又は第三項の規定により定められた整備計画及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。</p>

三 前条第二号から第四号までに掲げる施設であつて、前号に掲げるものの以外のもの 政令で定める連結位置に関する基準及び同号の国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。

3 (略)

4 連結許可を受けた前条第二号から第四号までに掲げる施設であつて第二項第三号に該当するものを管理する者は、当該施設を同項第一号又は第二号の施設としようとする場合（政令で定める場合を除く。）には、連結許可を受けなければならない。

5 連結許可を受けた前条第二号から第四号までに掲げる施設を管理する者は、当該施設の構造について変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

6 (略)

7 第五項の許可を受けた施設は、連結許可を受けた前条第二号から第四号までに掲げる施設とみなして、第四項及び第五項の規定を適用する。

(連結許可等に係る施設の管理)

第十一条の三 連結許可及び前条第五項の許可（以下「連結許可等」といいう。）を受けて高速自動車国道と連結する第十一条第二号から第四号までに掲げる施設を管理する者は、国土交通省令で定める基準に従い、当該施設の維持管理をしなければならない。

(連結料の徴収)

三 前条第二号又は第三号に掲げる施設であつて、前号に掲げるもの以外のもの 政令で定める連結位置に関する基準及び同号の国土交通省

令で定める技術的基準に適合するものであること。

3 (略)

4 連結許可を受けた前条第二号又は第三号に掲げる施設であつて第二項第三号に該当するものを管理する者は、当該施設を同項第一号又は第二号の施設としようとする場合（政令で定める場合を除く。）には、連結許可を受けなければならない。

5 連結許可を受けた前条第二号又は第三号に掲げる施設を管理する者は、当該施設の構造について変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

6 (略)

7 第五項の許可を受けた施設は、連結許可を受けた前条第二号又は第三号に掲げる施設とみなして、第四項及び第五項の規定を適用する。

(連結許可等に係る施設の管理)

第十一条の三 連結許可及び前条第五項の許可（以下「連結許可等」といいう。）を受けて高速自動車国道と連結する第十一条第二号又は第三号に掲げる施設を管理する者は、国土交通省令で定める基準に従い、当該施設の維持管理をしなければならない。

(連結料の徴収)

第十一条の四 国は、第十一条第二号から第四号までに掲げる施設の高速自動車国道との連結につき、連結料を徴収することができる。

## 2・3 (略)

### (道路法の適用)

第二十五条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他 の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法及び同法に基づく政令の規定があるものとする。この場合において、同法第二条第二項第二号又は第六号中「第十八条第一項に規定する道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第二十四条の二第一項、第三十九条第二項又は第六十一条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第二十四条の三中「条例（国道にあつては、国土交通省令）」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四十四条第一項又は第七十三条第二項中「条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第四十七条の二第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例で」とあるのは「政令」と、同法第七十三条第二項又は第二十七条の規定により道路管理者に代つて」とあるのは「高速自動車国道法第九条の規定により国土交通大臣に代わつて」と、「道路管理者とみなす」とあるのは「国土交通大臣とみなす」とする。

## 2 (略)

第十一条の四 国は、第十一条第二号又は第三号に掲げる施設の高速自動車国道との連結につき、連結料を徴収することができる。

## 2・3 (略)

### (道路法の適用)

第二十五条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他 の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法及び同法に基づく政令の規定があるものとする。この場合において、同法第二条第二項第二号又は第六号中「第十八条第一項に規定する道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第二十四条の二第一項、第三十九条第二項又は第六十一条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第四十四条第一項又は第七十三条第二項中「条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第四十七条の二第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例で」とあるのは「政令」と、同法第七十三条第二項又は第二十七条の規定により道路管理者に代つて」とあるのは「高速自動車国道法第九条の規定により国土交通大臣に代わつて」と、「道路管理者とみなす」とあるのは「国土交通大臣とみなす」とする。

## 2 (略)

改 正 案	現 行
（地方道路整備臨時貸付金）	（地方道路整備臨時貸付金）
<p>第三条 国は、都道府県又は道路法第十七条第一項の規定により一般国道の管理を行う指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。）に対し、国土交通大臣が一般国道の新設又は改築を行う場合における道路法第五十条第一項（同法第十七条第六項）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく負担金の納付に要する費用に充てる資金の一部を予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。</p> <p>255 (略)</p>	<p>第三条 国は、都道府県又は道路法第十七条第一項の規定により一般国道の管理を行う指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。）に対し、国土交通大臣が一般国道の新設又は改築を行う場合における道路法第五十条第一項（同法第十七条第五項）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく負担金の納付に要する費用に充てる資金の一部を予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。</p> <p>255 (略)</p>

改 正 案	現 行
（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）
<p>第二十四条 激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する当該災害によつて必要を生じた公共土木施設及び公立学校施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、一箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上百二十万円未満、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未満のもの、公立学校施設に係るものについては、一学校ごとの工事の費用が十万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定による国の負担のないものに限る。）の費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第一百九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次項において同じ。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。</p> <p>2 激甚災害を受けた地域で農地その他の農林水産業施設に係る被害の著しいものを包括する市町村のうち政令で定めるもの（以下この項において「被災市町村」という。）が施行する農地、農業用施設又は林道に係</p>	<p>第二十四条 激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する当該災害によつて必要を生じた公共土木施設及び公立学校施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、一箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上百二十万円未満、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未満のもの、公立学校施設に係るものについては、一学校ごとの工事の費用が十万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定による国の負担のないものに限る。）の費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第一百九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次項において同じ。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。</p> <p>2 激甚災害を受けた地域で農地その他の農林水産業施設に係る被害の著しいものを包括する市町村のうち政令で定めるもの（以下この項において「被災市町村」という。）が施行する農地、農業用施設又は林道に係</p>

る災害復旧事業のうち、一箇所の工事の費用が十三万円以上四十万円未満のものの事業費に充てるため、農地に係るものにあつては当該事業費の百分の五十、農業用施設又は林道に係るものにあつては当該事業費の百分の六十五に相当する額の範囲内（被災市町村の区域のうち政令で定めるところにより特に被害の著しい地域とされる地域にあつては、当該事業費のうち政令で定める部分については百分の九十の範囲内において政令で定める率に相当する額の範囲内）で発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

3 前二項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

4 第一項又は第二項に規定する地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還の方法に關し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日以後に発生した災害について適用する。  
(削る)

#### 附 則

3 前二項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

4 第一項又は第二項に規定する地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還の方法に關し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日以後に発生した災害について適用する。

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日以後に発生した災害について適用する。  
2 平成十七年度までの間、第二十四条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「発行について同意又は許可を得た」とあるのは、「発行が許可された」とする。

る災害復旧事業のうち、一箇所の工事の費用が十三万円以上四十万円未満のものの事業費に充てるため、農地に係るものにあつては当該事業費の百分の五十、農業用施設又は林道に係るものにあつては当該事業費の百分の六十五に相当する額の範囲内（被災市町村の区域のうち政令で定めるところにより特に被害の著しい地域とされる地域にあつては、当該事業費のうち政令で定める部分については百分の九十の範囲内において政令で定める率に相当する額の範囲内）で発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

3 前二項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

4 第一項又は第二項に規定する地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還の方法に關し必要な事項は、政令で定める。

		改正案	現行
		附則	附則
1・2	（略）	1・2	（略）
3	国土交通大臣は、改正後の法第十二条の規定にかかわらず、当分の間、一般国道（この法律の施行の際改正前の法の規定による一級国道であつたものを除く。）の新設又は改築でその行うべきものを、当該新設又は改築に係る一般国道の部分の在する都道府県又は指定市が行うこととすることができる。この場合においては、 <u>道路法第十七条第六項</u> の規定を準用する。	3	国土交通大臣は、改正後の法第十二条の規定にかかわらず、当分の間、一般国道（この法律の施行の際改正前の法の規定による一級国道であつたものを除く。）の新設又は改築でその行うべきものを、当該新設又は改築に係る一般国道の部分の在する都道府県又は指定市が行うこととすることができる。この場合においては、 <u>道路法第十七条第五項</u> の規定を準用する。
4 15	（略）	4 15	（略）

				改 正 案	
				別表第二（第三十条の七関係）	
				別表第二（第三十条の七関係）	
二〇一 （略）	一の二 市町村長	一 指定都市の長	提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事務	
（略）	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの			
二〇一 （略）	一 市町村長	（新設）	提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事務	
（略）	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの				

別表第四（第三十条の七関係）

二〇十 (略)	一の二 市町村長	一 指定都市の長	道府県の区域内の市 町村の執行機関	提供を受ける他の都 道府県の区域内の市 町村の執行機関
(略)	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの	事務	事務

別表第四（第三十条の七関係）

二〇十 (略)	一 市町村長	(新設)	道府県の区域内の市 町村の執行機関	提供を受ける他の都 道府県の区域内の市 町村の執行機関
(略)	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	事務	事務

○ 自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）（抄）（附則第九十七条関係）

※地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（自転車道整備事業の実施）	（自転車道整備事業の実施）
第四条 道路管理者は、道路法第三十条第一項の政令又は <u>同条第二項</u> の政令及び <u>同条第三項</u> の規定に基づく条例で定める基準に従い、自転車及び自動車の交通量、道路における交通事故の発生状況その他の事情を考慮して自転車道整備事業を実施するよう努めなければならない。	第四条 道路管理者は、道路法第三十条第一項の政令又は <u>同条第三項</u> の政令及び <u>同条第四項</u> の規定に基づく条例で定める基準に従い、自転車及び自動車の交通量、道路における交通事故の発生状況その他の事情を考慮して自転車道整備事業を実施するよう努めなければならない。

○ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）（抄）（附則第九十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

※今<sup>7</sup>通常国会に予算関連・日切れ法案として提出されている「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案」（平成二十三年四月一日施行（法律の適用期限の延長に係る改正規定は、公布日施行））による改正後

改 正 案	現 行
（定義）	（定義）
第二条 （略）	第二条 （略）
2 この法律において「公害防止計画」とは、環境基本法第十七条に規定する公害防止計画をいう。	2 この法律において「公害防止計画」とは、環境基本法第十七条第三項の規定による環境大臣の同意を得た公害防止計画をいう。
3 （略）	3 （略）
（公害防止対策事業計画）	
第二条の二 都道府県知事は、公害防止計画において、国又は地方公共団体が実施する前条第三項各号に掲げる事業（政令で定める事業を除く。）並びに下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業に関する計画（以下「公害防止対策事業計画」という。）を定めようとするときは、環境大臣に協議し、その同意を求めることができる。	
2 前項の規定は、公害防止対策事業計画を変更する場合について準用する。	

3 | 環境大臣は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の同意を

しようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。

（公害防止対策事業に係る国の負担又は補助の割合の特例等）

第三条 地方公共団体が前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の同意を得た公害防止対策事業計画（以下「同意公害防止対策事業計画」という。）に基づいて実施する公害防止対策事業に係る経費については、他の法令の規定にかかわらず、国は、別表上欄に掲げる公害防止対策事業の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）により、その一部を負担し又は補助するものとする。国が同意公害防止対策事業計画において定められた公害防止対策事業を地方公共団体に負担金を課して行う場合における当該公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担割合についても、同様とも、同様とする。

2  
（略）

3 国は、地方公共団体が同意公害防止対策事業計画に基づいて実施する公害防止対策事業に係る経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について第一項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

4 第一項の規定は、同意公害防止対策事業計画が定められていない地域において実施される公害防止対策事業で第二条第三項第二号から第四号までに掲げるもの（政令で定める事業を除く。）のうち、総務大臣が主

（公害防止対策事業に係る国の負担又は補助の割合の特例等）

第三条 地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する公害防止対策事業（政令で定める事業を除く。以下この条において同じ。）に係る経費については、他の法令の規定にかかわらず、国は、別表上欄に掲げる公害防止対策事業の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）により、その一部を負担し又は補助するものとする。国が公害防止計画において定められた公害防止対策事業を地方公共団体に負担金を課して行なう場合における当該公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担割合についても、同様とする。

2  
（略）

3 国は、地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する公害防止対策事業に係る経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について第一項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

4 第一項の規定は、公害防止計画が定められていない地域において実施される公害防止対策事業で前条第三項第二号から第四号までに掲げるもののうち、総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定するものに

務大臣及び環境大臣と協議して指定するものに係る経費に対する国の負担又は補助についても、適用する。

係る経費に対する国の負担又は補助についても、適用する。

(公害の防止のための事業に係る地方債)

第四条 (略)

2 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるもの並びに同意公害防止対策事業計画に基づいて実施される下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債については、国は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

(公害の防止のための事業に係る地方債)

第四条 (略)

2 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるもの並びに公害防止計画に基づいて実施される下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債については、国は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

附 則

(施行期日等)

第一条 (略)

2 この法律は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同意公害防止対策事業計画に基づく公害防止対策事業及び第三条第四項の規定により総務大臣が指定した公害防止対策事業に係る経費のうち平成三十二年度までの予算に係るもので平成三十三年度以降に繰り越されるものにかかるものについてはこの法律の規定、公害防止対策事業で同条の規定の適用を受けるもの並びに同意公害防止対策事業計画に基づいて実施される下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道（同号イに

附 則

(施行期日等)

第一条 (略)

2 この法律は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、公害防止計画に基づく公害防止対策事業及び第三条第四項の規定により総務大臣が指定した公害防止対策事業に係る経費のうち平成三十二年度までの予算に係るもので平成三十三年度以降に繰り越されるものについてはこの法律の規定、公害防止対策事業で同条の規定の適用を受けるもの並びに公害防止計画に基づいて実施される下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道（同号イに

する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業について必要な経費の財源に充てるため起こした地方債であつて平成三十二年度以前の年度に発行について同意又は許可を得たもの（発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされたもののうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）については第五条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

該当するものに限る。）の設置及び改築の事業について必要な経費の財源に充てるため起こした地方債であつて平成三十二年度以前の年度に発行について同意又は許可を得たものについては第五条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

○ 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百八号）（抄）（附則第百一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

附 則

第三条 前条第一項に規定する者又はこの法律の施行の際新法特定工場の設置をしている者は、工場立地法第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項（同項第五号の事項にあつては、同項に規定する特定工場（以下「特定工場」という。）内の同法第四条第一項第一号に規定する生産施設、緑地若しくは環境施設の面積又は同号に規定する環境施設若しくは同項第二号の主務省令で定める施設の配置に係る事項に限り、同法第六条第一項第六号の事項にあつては、当該特定工場の設置の場所が同項ただし書に規定する指定地区に属する場合に限る。）に係る変更（同法第七条第一項の主務省令で定める軽微なものを除く。）でこの法律の施行の日から九十日を経過した日以後最初に行われるものをしようとするときは、主務省令（同法第十五条の六第二項に規定する大臣の発する命令をいう。）で定めるところにより、その旨及び同法第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るもの以外のものを、当該新法特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合につては当該新法特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事に、当該新法特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては当該新法特定工場の設置の場所を管轄する市長に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が同項ただし書に規定する指定地区に属する

第三条 前条第一項に規定する者又はこの法律の施行の際新法特定工場の設置をしている者は、工場立地法第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項（同項第五号の事項にあつては、同項に規定する特定工場（以下「特定工場」という。）内の同法第四条第一項第一号に規定する生産施設、緑地若しくは環境施設の面積又は同号に規定する環境施設若しくは同項第二号の主務省令で定める施設の配置に係る事項に限り、同法第六条第一項第六号の事項にあつては、当該特定工場の設置の場所が同項ただし書に規定する指定地区に属する場合に限る。）に係る変更（同法第七条第一項の主務省令で定める軽微なものを除く。）でこの法律の施行の日から九十日を経過した日以後最初に行われるものをしようとするときは、主務省令（同法第十五条の六第二項に規定する大臣の発する命令をいう。）で定めるところにより、その旨及び同法第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るもの以外のものを、当該新法特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合につては当該新法特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事に、当該新法特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては当該新法特定工場の設置の場所を管轄する市長に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が同項ただし書に規定する指定地区に属しない場合には、同項第六号の事項については、この限りでない。

しない場合には、同項第六号の事項については、この限りでない

2  
(略)

(削る)

第四条 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2  
(略)

(大都市の特例)

第三条の二 前条第一項の規定により、都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市の長が行うものとする。この場合においては、前条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

第四条 第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改 正 案	現 行
附 則	附 則
<p>（機構の業務の特例）</p> <p>第十四条 機構は、当分の間、第四条第一項各号に掲げる業務及び第十四条の八第一項の業務のほか、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 次に掲げる事業で道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設その他の公共の用に供する施設の整備に関するもののうち、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第一号に該当するものであつて政令で定めるものを施行する者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。</p> <p>イ 第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業として行われる都市計画法第四条第六項の都市計画施設又は同法第十二条の四第一項第一号の地区計画で同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区を定めるものに関する都市計画においてその配置及び規模が定められた同条第五項第一号の施設の整備に関する事業</p>	<p>（機構の業務の特例）</p> <p>第十四条 機構は、当分の間、第四条第一項各号に掲げる業務及び第十四条の八第一項の業務のほか、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 次に掲げる事業で道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設その他の公共の用に供する施設の整備に関するもののうち、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第一号に該当するものであつて政令で定めるものを施行する者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。</p> <p>イ 第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業として行われる都市計画法第四条第六項の都市計画施設又は同法第十二条の四第一項第一号の地区計画で同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区を定めるものに関する都市計画においてその配置及び規模が定められた同条第五項第二号の施設の整備に関する事業</p>

2  
17  
二・三  
（略）  
（略）  
（略）

2  
17  
二・三  
（略）  
（略）  
（略）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
2	<p>（良質な住宅地の保全）</p> <p>第十条 認定事業者は、造成宅地の処分をしようとする場合において、当該造成宅地が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十九条の条例で定める区域内にあり、かつ、当該造成宅地について当該認定事業者以外に同条に規定する土地の所有者等が存しないときは、あらかじめ、建築物の敷地、位置、用途及び意匠に関する基準について、同法第七十六条の三第一項の規定による建築協定を定めなければならない。ただし、当該造成宅地について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 都市計画法第十二条の四第一項第一号に規定する地区計画（同法第十二条の五第二項第一号に掲げる地区整備計画が定められているものに限る。）が定められていること。</p> <p>（略）</p>	<p>（良質な住宅地の保全）</p> <p>第十条 認定事業者は、造成宅地の処分をしようとする場合において、当該造成宅地が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十九条の条例で定める区域内にあり、かつ、当該造成宅地について当該認定事業者以外に同条に規定する土地の所有者等が存しないときは、あらかじめ、建築物の敷地、位置、用途及び意匠に関する基準について、同法第七十六条の三第一項の規定による建築協定を定めなければならない。ただし、当該造成宅地について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 都市計画法第十二条の四第一項第一号に規定する地区計画（同法第十二条の五第二項第三号に掲げる地区整備計画が定められているものに限る。）が定められていること。</p> <p>（略）</p>

別表第二（第十七条関係）	改 正 案	現 行
<p>一 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項第一号（工場立地に関する準則等の公表）に規定する環境施設の用に供されている土地等（当該土地等の面積が基準面積（当該土地等の面積の同項に規定する製造業等に係る工場又は事業場の敷地の面積に対する割合に関する事項につき同項の規定により公表された同項の準則又は同法第四条の二第一項（工場立地に関する都道府県準則等）の規定により定められた同項の都道府県準則若しくは同条第二項の規定により定められた同項の市準則に適合するために必要な面積として財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）を超えるときは、当該土地等のうち当該基準面積に達するまでの部分として政令で定めるものに限る。）</p> <p>二九 （略）</p>	<p>一 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項第一号（工場立地に関する準則等の公表）に規定する環境施設の用に供されている土地等（当該土地等の面積が基準面積（当該土地等の面積の同項に規定する製造業等に係る工場又は事業場の敷地の面積に対する割合に関する事項につき同項の規定により公表された同項の準則又は同法第四条の二第一項（工場立地に関する地域準則）の規定により定められた同項の地域準則に適合するために必要な面積として財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）を超えるときは、当該土地等のうち当該基準面積に達するまでの部分として政令で定めるものに限る。）</p> <p>二九 （略）</p>	<p>（傍線部分は改正部分）</p>

○ 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）（抄）（附則第百六条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p> <p>（看護師等確保推進者の設置等）</p> <p>第十二条 次の各号のいずれかに該当する病院の開設者は、当該病院に看護師等確保推進者を置かなければならない。</p> <p>一 その有する看護師等の員数が、医療法第二十一条第一項第一号の規定に基づく都道府県の条例の規定によって定められた員数を著しく下回る病院として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>現 行</p> <p>（看護師等確保推進者の設置等）</p> <p>第十二条 次の各号のいずれかに該当する病院の開設者は、当該病院に看護師等確保推進者を置かなければならない。</p> <p>一 その有する看護師等の員数が、医療法第二十一条第一項第一号の規定に基づく厚生労働省令の規定によって定められた員数を著しく下回る病院として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>
--	---

改 正 案	現 行
（都市計画に定められる第二種事業等）	（都市計画に定められる第二種事業等）
第三十九条（略）	第三十九条（略）
2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあっては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあってはその委託をしようとする者。以下同じ。）」とあるのは「第三十九条第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により都市計画に定めようとするとき」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「その氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、「氏名等」とあるのは「名称等」と、「第二種事業の区分」とあるのは「当該都市計画に係る第二種事業の区分」と、「定める者」とあるのは「定める者（当該都市計画が都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は第八十七条の二第三項の規定により読み替	2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあっては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあってはその委託をしようとする者。以下同じ。）」とあるのは「第三十九条第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により都市計画に定めようとするとき」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「その氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、「氏名等」とあるのは「名称等」と、「第二種事業の区分」とあるのは「当該都市計画に係る第二種事業の区分」と、「定める者」とあるのは「定める者（当該都市計画が都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は第八十七条の二第二項の規定により読み替

えて適用される場合を含む。）又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十一条第二項の規定による同意（以下「都市計画同意」という。）をするものである場合にあっては、都市計画同意を行う国土交通大臣（都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第七十九条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は都道府県知事（以下「都市計画同意権者」という。）及び次の各号に掲げる当該都市計画に係る第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者）」と、「第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣」とあるのは「都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者は、次の各号に定める者」と、「代えて」とあるのは「併せて」と、同条第二項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「第二十九条第一項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第一項」と、同条第三項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同項第一号及び第二号中「及び前項の都道府県知事（第一項後段の場合にあっては、前項の都道府県知事）とあるのは「前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者（第一項後段の場合にあっては、前項の都道府県知事及び当該第二種事業

えて適用される場合を含む。）又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十一条第二項の規定による同意（以下「都市計画同意」という。）をするものである場合にあっては、都市計画同意を行う国土交通大臣（都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第七十九条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は都道府県知事（以下「都市計画同意権者」という。）及び次の各号に掲げる当該都市計画に係る第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者）」と、「第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣」とあるのは「都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者は、次の各号に定める者」と、「代えて」とあるのは「併せて」と、同条第二項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「第二十九条第一項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第一項」と、同条第三項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同項第一号及び第二号中「及び前項の都道府県知事（第一項後段の場合にあっては、前項の都道府県知事）とあるのは「前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者（第一項後段の場合にあっては、前項の都道府県知事及び当該第二種事業

を実施しようとする者」と、同条第四項中「当該事業を実施しよう」とあるのは「当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、同条第五項中「第三項第二号」とあるのは「第一項各号に定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者の全てにより第三項第二号」と、「第二十九条第二項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第二項」と、「とられるまで（当該第二種事業に係る第一項各号に定める者が二以上である場合にあっては、当該各号に定める者のすべてにより当該措置がとられるまで）」とあるのは「とられるまで」と、同条第六項中「第二種事業を実施しようととする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者にあってはこの法律」とあるのは「この法律」と、「同項各号」とあるのは「届出に係る都市計画が都市計画同意を要するものであるときは同項各号」と、「定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあってはその旨の書面を作成」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者に、都市計画同意を要しないものであるときは同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知」と、同条第七項中「受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成」とあるのは「受けた者は、当該通知」と、「都道府県知事に当該通知又は作成」とあるのは「都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者に当該通知」と、同条第八項中「通知又は書面の作成」とあるのは「通知」と、同条第九項中「主

を実施しようとする者」と、同条第四項中「当該事業を実施しよう」とあるのは「当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、同条第五項中「第三項第二号」とあるのは「第一項各号に定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者のすべてにより第三項第二号」と、「第二十九条第二項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第二項」と、「とられるまで（当該第二種事業に係る第一項各号に定める者が二以上である場合にあっては、当該各号に定める者のすべてにより当該措置がとられるまで）」とあるのは「とられるまで」と、同条第六項中「第二種事業を実施しようととする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者にあってはこの法律」とあるのは「この法律」と、「同項各号」とあるのは「届出に係る都市計画が都市計画同意を要するものであるときは同項各号」と、「定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあってはその旨の書面を作成」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者に、都市計画同意を要しないものであるときは同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知」と、同条第七項中「受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成」とあるのは「受けた者は、当該通知」と、「都道府県知事に当該通知又は作成」とあるのは「都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者に当該通知」と、同条第八項中「通知又は書面の作成」とあるのは「通知」と、同条第九項中「

務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「が環境大臣」とあるのは「及び国土交通大臣が環境大臣」と、同条第十項中「が定めるべき」とあるのは「及び国土交通大臣が定めるべき」とする。

(対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 前項の都市計画について、都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は第八十七条の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は都市再生特別措置法第五十一条第二項の規定による同意（以下この項及び第四十五条において「都市計画同意」という。）を行うに当たつては、国土交通大臣（都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第七十九条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は都道府県知事（第四十五条において「都市計画同意権者」という。）は、評価書の記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条の書面に基づいて、当該都市計画につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるもの

主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「が環境大臣」とあるのは「及び国土交通大臣が環境大臣」と、同条第十項中「が定めるべき」とあるのは「及び国土交通大臣が定めるべき」とする。

(対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 前項の都市計画について、都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は都市再生特別措置法第五十一条第二項の規定による同意（以下この項及び第四十五条において「都市計画同意」という。）を行うに当たつては、国土交通大臣（都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第七十九条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は都道府県知事（第四十五条において「都市計画同意権者」という。）は、評価書の記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条の書面に基づいて、当該都市計画につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるもの

であるかどうかを審査しなければならない。

(事業者が環境影響評価を行う場合の都市計画法の特例)

第四十五条（略）

2 前項の都市計画について都市計画法第十八条（同法第二十一条第一項において準用する場合を含み、同法第十八条第一項及び第二項にあっては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は同法第十九条第一項から第四項まで（同法第二十一条第二項において準用する場合を含み、同法第十九条第三項にあっては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含み、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）にあっては同法第八十七条の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含み、同法第十九条第四項にあっては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定が適用される場合には、第四十二条第二項の規定は都市計画決定権者が前条第五項の規定により送付を受けた評価書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合について、第四十二条第三項の規定は当該都市計画について都市計画同意権者が都市計画同意を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される」とあるのは「第四十四条第五項の規定により送付を受けた」と、同条第三項中「前項の都市計画」とあるのは「第四十五条第一項の都市計画」と、「記載事項及び第四十条第二項の規定により読み

であるかどうかを審査しなければならない。

(事業者が環境影響評価を行う場合の都市計画法の特例)

第四十五条（略）

2 前項の都市計画について都市計画法第十八条（同法第二十一条第一項において準用する場合を含み、同法第十八条第一項及び第二項にあっては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は同法第十九条第一項から第四項まで（同法第二十一条第二項において準用する場合を含み、同法第十九条第三項にあっては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含み、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）にあっては同法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含み、同法第十九条第四項にあっては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定が適用される場合には、第四十二条第二項の規定は都市計画決定権者が前条第五項の規定により送付を受けた評価書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合について、第四十二条第三項の規定は当該都市計画について都市計画同意権者が都市計画同意を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される」とあるのは「第四十四条第五項の規定により送付を受けた」と、同条第三項中「前項の都市計画」とあるのは「第四十五条第一項の都市計画」と、「記載事項及び第四十条第二項の規定により読み

替えて適用される第二十四条の書面」とあるのは「記載事項」と読み替えるものとする。

替えて適用される第二十四条の書面」とあるのは「記載事項」と読み替えるものとする。

				改 正 案	附 則 (この法律の失効)
3 (略)					第二条 (略)
					2 次の表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

  

				現 行	附 則 (この法律の失効)
3 (略)					第二条 (略)
					2 次の表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十四条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第四項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。</p> <p>六～八 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十四条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。</p> <p>六～八 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>

改 正 案

（土地改良法の準用）

第十五条 機構がかんがい排水に係る第十二条第一項第一号の業務（特定施設に係るものを除く。）を行う場合については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百二十二条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「第十条第三項、第四十八条第十一項（第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第八十七条第五項（第八十七条の二第十項、第八十七条の三第六項、第十項及び第十三項、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）、第九十五条第四項、第九十八条第十項又は第九十九条第十二項（第一百条の二第二項（第一百十一条において準用する場合を含む。）及び第一百十一条において準用する場合を含む。）の規定による公告」とあるのは、「独立行政法人水資源機構法第十三条第五項の規定による公示」と読み替えるものとする。

現 行

（土地改良法の準用）

第十五条 機構がかんがい排水に係る第十二条第一項第一号の業務（特定施設に係るものを除く。）を行う場合については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百二十二条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「第十条第三項、第四十八条第十一項（第九十五条の二第三項及び第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）、第八十七条第五項（第八十七条の二第十項並びに第八十七条の三第六項、第十項及び第十三項において準用する場合を含む。）、第九十五条第四項、第九十八条第十項又は第九十九条第十二項（第一百条の二第二項（第一百十一条において準用する場合を含む。）及び第一百十一条において準用する場合を含む。）の規定による公告」とあるのは、「独立行政法人水資源機構法第十三条第五項の規定による公示」と読み替えるものとする。

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		（工場立地法の特例）	（工場立地法の特例）
3   2	（略）	<p>第十条 同意基本計画（第五条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。）において定められた同項第三号に規定する区域（以下「同意企業立地重点促進区域」という。）の存する市町村は、同意企業立地重点促進区域における製造業等（工場立地法第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この条において同じ。）に係る工場又は事業場の綠地（同法第四条第一項第一号に規定する綠地をいう。以下この条において同じ。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。以下この条において同じ。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「綠地面積率等」という。）について、条例で、次項の基準の範囲内において、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項若しくは第二項の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。</p>	<p>第十条 同意基本計画（第五条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。）において定められた同項第三号に規定する区域（以下「同意企業立地重点促進区域」という。）の存する市町村は、同意企業立地重点促進区域における製造業等（工場立地法第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この条において同じ。）に係る工場又は事業場の綠地（同法第四条第一項第一号に規定する綠地をいう。以下この条において同じ。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。以下この条において同じ。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「綠地面積率等」という。）について、条例で、次項の基準の範囲内において、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。</p>
3   2	（略）	<p>第一項の規定により準則を定める条例（以下「綠地面積率等条例」といい、市が定めるものに限る。）が施行されている間は、当該綠地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る工場立地法第九条第二</p>	

項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

4| 緑地面積率等条例（町村が定めるものに限る。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされていいる事務であつて、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係るものは、当該同意企業立地重点促進区域の存する町村の長が行うものとする。

5| 前項の規定により町村の長が事務を行う場合においては、工場立地法の規定及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百八号）附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該同意企業立地重点促進区域については、町村の長に関する規定として当該町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第一号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

3| 第一項の規定により準則を定める条例（以下「緑地面積率等条例」という。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係るものは、当該同意企業立地重点促進区域の存する市町村の長が行うものとする。

4| 前項の規定により市町村の長が事務を行う場合においては、工場立地法の規定及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百八号）附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該同意企業立地重点促進区域については、市町村の長に関する規定として当該市町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の規定により地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則」とあるのは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

第十一条（略）

2| 前項の規定により経過措置を定める条例（市が定めるものに限る。）

が施行されている間は、同項の特定工場に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合には、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十二条第一項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」とする。

3| 第一項の規定により経過措置を定める条例（町村が定めるものに限る。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、同項の特定工場に係るものは、当該条例に係る同意企業立地は、当該条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る町村の長が行うものとする。

4| 前項の規定により町村の長が事務を行う場合においては、前条第五項の規定を準用する。この場合において、同項中「第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とあるのは、「第十一条第一項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」と読み替えるものとする。

第十一条（略）  
(新設)

2| 前項の規定により経過措置を定める条例が施行されている間は、工場

立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、同項の特定工場に係るものは、当該条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る市町村の長が行うものとする。

3| 前項の規定により市町村の長が事務を行う場合においては、前条第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とあるのは、「第十二条第一項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」と読み替えるものとする。

第十二条（略）

2| （略）

3| 緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同意企業立地重点促進区域の

第十二条（略）

2| （略）

3| 緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同意企業立地重点促進区域の

廃止又は前条第一項の規定により経過措置を定める条例（以下この項において「経過措置条例」という。）の廃止若しくは失効により、当該緑地面積率等条例（経過措置条例が定められている場合にあっては、当該緑地面積率等条例（経過措置条例が定められている場合にあっては、当該緑地面積率等条例（経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場について、それぞれ当該緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日、当該同意企業立地重点促進区域の廃止の日又は当該経過措置条例の廃止若しくは失効の日前に当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る事務又は当該経過措置条例に係る同条第一項の特定工場に係る事務を行うものとされた町村の長にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、それぞれの廃止又は失効の日（以下この条において「特定日」という。）以後においては、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る都道府県の知事にされたものとみなす。ただし、当該届出であつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

4  
(略)

廃止又は前条第一項の規定により経過措置を定める条例（以下この項において「経過措置条例」という。）の廃止若しくは失効により、当該緑地面積率等条例（経過措置条例が定められている場合にあっては、当該緑地面積率等条例（経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場について、それぞれ当該緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日、当該同意企業立地重点促進区域の廃止の日又は当該経過措置条例の廃止若しくは失効の日前に当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る事務又は当該経過措置条例に係る同条第一項の特定工場に係る事務を行うものとされた市町村の長（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長を除く。）にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、それぞれの廃止又は失効の日（以下この条において「特定日」という。）以後においては、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る都道府県の知事にされたものとみなす。ただし、当該届出であつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

4  
(略)

改 正 案	現 行
附 則	附 則
（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）	（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
<p>第二十三条　（略）</p> <p>2　施行日以後に新研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧機構法第十二条第一項第七号イ若しくは第八号の事業又は新研究所法附則第十二条第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）以下「旧農用地整備公団法」という。）第十九条第一号イ若しくは第二号の事業が施行された場合における<u>租税特別措置法</u>第三十三条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第三十四条の三第二項の規定の適用については、<u>同法</u>第三十三条第一項第一号イ若しくは第二号の事業が施行された場合における前条の規定による改正後の<u>租税特別措置法</u>（以下この条において「<u>新租税特別措置法</u>」という。）第三十三条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第三十四条の三第二項の規定の適用については、<u>新租税特別措置法</u>第三十三条第一項第三号中「土地改良事業」であるのは「土地改良事業若しくは独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）以下この号、次条第一項第二号、第三十三条の三第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）以下この号、次条第一項第二号、第三十三条の三第一項及び第三十四条の三第二項において「研究所法」という。）附則第九条第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）以下この号、次三条の三第一項及び第三十四条の三第二項において「旧緑資源機構法」</p>	<p>第二十三条　（略）</p> <p>2　施行日以後に新研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧機構法第十二条第一項第七号イ若しくは第八号の事業又は新研究所法附則第十二条第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）以下「旧農用地整備公団法」という。）第十九条第一号イ若しくは第二号の事業が施行された場合における前条の規定による改正後の<u>租税特別措置法</u>（以下この条において「<u>新租税特別措置法</u>」という。）第三十三条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第三十四条の三第二項の規定の適用については、<u>新租税特別措置法</u>第三十三条第一項第三号中「土地改良事業」であるのは「土地改良事業若しくは独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）以下この号、次条第一項第二号、第三十三条の三第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）以下この号、次条第一項第二号、第三十三条の三第一項及び第三十四条の三第二項において「研究所法」という。）附則第九条第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）以下この号、次三条の三第一項及び第三十四条の三第二項において「旧緑資源機構法」</p>

という。）第十一條第一項第七号イの事業若しくは研究所法附則第十一條第一項に規定する業務のうち森林開発公團法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公團法（昭和四十九年法律第四十三号。以下この号、次条第一項第二号、第三十三条の三第一項及び第三十四条の三第二項において「旧農用地整備公團法」という。）第十九条第一項第一号イの事業」と、「第十九条の四第一項」とあるのは「第九十六条の四第一項並びに研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六条第二項及び研究所法附則第十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公團法第二十三条第二項」と、「清算金（同法）」とあるのは「清算金（土地改良法）」と、同法第三十三条の二第一項第二号中「土地改良事業又は」とあるのは「土地改良事業」と、「第十三条の二第一項の事業」とあるのは「第十三条の二第一項の事業」又は「第十三条の二第一項の事業」である。旧緑資源機構法第十二条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公團法第十九条第一項第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公團法第十九条第一項第一号イの事業」と、同法第三十三条の三第一項中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業」、研究法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公團法第十九条第一項第一号イの事業」と、同法第三十四条の三第二項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合及び土地等（旧緑資源機構法第十二条第一項第七号イ又は旧農用地整備公團法第十九条第一項第一号イに規定する

条第一項第二号、第三十三条の三第一項及び第三十四条の三第二項において「旧緑資源機構法」という。）第十一條第一項第七号イの事業若しくは研究所法附則第十一條第一項に規定する業務のうち森林開発公團法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公團法（昭和四十九年法律第四十三号。以下この号、次条第一項第二号、第三十三条の三第一項及び第三十四条の三第二項において「旧農用地整備公團法」という。）第十九条第一項第一号の事業」と、「第十九条の四第一項」とあるのは「第九十六条の四並びに研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公團法第二十三条第二項」と、「清算金（同法）」とあるのは「清算金（土地改良法）」と、新租税特別措置法第三十三条の二第一項第二号中「土地改良事業又は」とあるのは「土地改良事業」と、「第十三条の二第一項の事業」とあるのは「第十三条の二第一項の事業又は」とあるのは「土地改良事業」、研究法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十二条第一項第一号イの事業」と、同法第三十三条の三第一項中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業」、研究法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公團法第十九条第一項第一号イの事業」と、新租税特別措置法第三十三条の三第一項中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、研究法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十二条第一項第一号イの事業若しくは研究所法附則第十一條第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公團法第十九条第一項第二号の事業」と、新租税特別措置法第三十三条の三第一項中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、研究法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十二条第一項第一号イの事業若しくは研究所法附則第十一條第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公團法第十九条第一項第一号イの事業」と、新租税特別措置法第三十三条の三第一項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合」

第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十一條第一項第七号イの事業又は研究所法附則第十一條第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公團法第十九條第一項第一号イの事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により研究所法附則第九條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六條第二項又は研究所法附則第十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公團法第二十三條第二項において準用する土地改良法第五十四條の二第四項に規定する清算金（当該土地等について、研究所法附則第九條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十五条第六項若しくは研究所法附則第十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公團法第二十一条第六項において準用する土地改良法第八條第五項第二号に規定する施設の用若しくは同項第三号に規定する農用地以外の用途に供する土地又は研究所法附則第九條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六条第二項若しくは研究所法附則第十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公團法第二十三條第二項において準用する土地改良法第五十三条の二第一項第一号に規定する農用地に供することを予定する土地に充てるため研究所法附則第九條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六条第二項又は研究所法附則第十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公團法第二十三條第二項において準用する土地改良法第五十三条の二の

げる場合及び土地等（旧緑資源機構法第十一條第一項第七号イ又は旧農用地整備公團法第十九條第一項第一項第七号イに規定する農用地及び当該農用地の上に存する権利に限る。）につき研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十一條第一項第七号イの事業又は研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公團法第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十六条第二項又は研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十五条第六項若しくは研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公團法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十四条の二第四項に規定する清算金（当該土地等について、研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十五条第六項若しくは研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公團法第二十一条第六項において准用する土地改良法第八条第五項第一号に規定する施設の用若しくは同項第三号に規定する農用地以外の用途に供する土地又は研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六条第二項若しくは研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公團法第二十三条第二項において准用する土地改良法第五十三条の二第一項第一号に規定する農用地に供することを予定する土地に充てるため研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六条第二項又は研究所法附則第十一条第三項の規定によ

二第一項の規定により、地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分が定められなかつたことにより支払われるものに限る。）を取得する場合」とする。

### 3・4 (略)

5 施行日以後に新研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧機構法第十一條第一項第七号イ若しくは第八号の事業又は新研究所法附則第十一條第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公團法第十九条第一項第一号イ若しくは第二号の事業が施行された場合における租税特別措置法第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十八条の七十第一項及び第六十八条の七十二第一項の規定の適用については、同法第六十四条第一項第三号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号。以下この号並びに第六十五条第一項第二号及び第三号において「研究所法」といいう。）附則第九条第一項に規定する業務のうち独立行政法人綠資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人綠資源機構法（平成十四年法律第百三十号。以下この号並びに第六十五条第一項第二号及び第三号において「旧綠資源機構法」という。）第十五条第一項第七号イの事業若しくは研究所法附則第十一條第一項に規定する業務のうち森林開發公團法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公團法（昭和

りなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公團法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十三条の二の二第一項の規定により、地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分が定められなかつたことにより支払われるものに限る。）を取得する場合」とする。

### 3・4 (略)

5 施行日以後に新研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧機構法第十一條第一項第七号イ若しくは第八号の事業又は新研究所法附則第十一條第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公團法第十九条第一項第一号イ若しくは第二号の事業が施行された場合における新租税特別措置法第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十八条の七十第一項及び第六十八条の七十二第一項の規定の適用については、新租税特別措置法第六十四条第一項第三号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号。以下この号並びに第六十五条第一項第二号及び第三号において「研究所法」といいう。）附則第九条第一項に規定する業務のうち独立行政法人綠資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人綠資源機構法（平成十四年法律第百三十号。以下この号並びに第六十五条第一項第二号及び第三号において「旧綠資源機構法」という。）第十五条第一項第七号イの事業若しくは研究所法附則第十一條第一項に規定する業務のうち森林開發公團法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公團法（昭和

四十九年法律第四十三号。以下この号並びに第六十五条第一項第二号及び第三号において「旧農用地整備公團法」という。) 第十九条第一項第一号イの事業」と、「第九十六条の四第一項」とあるのは「第九十六条の四第一項並びに研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六条第二項及び研究所法附則第十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公團法第二十三条第二項」と、「清算金(同法)」とあるのは「清算金(土地改良法)」と、同法第六十五条第一項第二号中「土地改良事業又は」とあるのは「土地改良事業」と、「第十三条の二第一項の事業」とあるのは「第十三条の二第一項の事業又は研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十二条第一項の事業若しくは研究所法附則第十二条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公團法第十九条第一項第二号の事業」と、同項第三号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公團法第十九条第一項第一号イの事業」とする。

備公團法(昭和四十九年法律第四十三号。以下この号並びに第六十五条第一項第二号及び第三号において「旧農用地整備公團法」という。) 第十九条第一項第一号イの事業」と、「第九十六条の四」とあるのは「第九十六条の四並びに研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六条第二項及び研究所法附則第十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公團法第二十三条第二項」と、「清算金(同法)」とあるのは「清算金(土地改良法)」と、新租税特別措置法第六十五条第一項第二号中「土地改良事業又は」とあるのは「土地改良事業」と、「第十三条の二第一項の事業」とあるのは「第十三条の二第一項の事業又は研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十二条第一項の事業若しくは研究所法附則第十二条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公團法第十九条第一項第二号の事業」と、同項第三号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、研究所法附則第九条第一項の事業」とあるのは「第十三条の二第一項の事業又は研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十二条第一項の事業若しくは研究所法附則第十二条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公團法第十九条第一項第二号の事業」と、同項第三号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十二条第一項第七号イの事業若しくは研究所法附則第十二条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公團法第十九条第一項第一号イの事業」とする。

○ 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）（抄）（附則第百十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（観光圏整備計画）	（観光圏整備計画）
<p>第四条　（略）</p> <p>2～5　（略）</p> <p>6　市町村又は都道府県は、第二項第五号に掲げる事項に、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第三条各号に掲げる要件に該当する地域に係る同法第五条第二項第二号又は第三号に掲げる事業又は事務（いざれも同項第二号ハに掲げる事業に係るものに限る。）であつて同法第六条第二項の交付金を充てて実施をしようとするもの（第九条において「農山漁村交流促進事業」という。）のうち、同法第五条第四項に規定する農林漁業団体等が実施するものに関する事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該農林漁業団体等の同意を得なければならない。</p> <p>7～9　（略）</p>	<p>第四条　（略）</p> <p>2～5　（略）</p> <p>6　市町村又は都道府県は、第二項第五号に掲げる事項に、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第三条各号に掲げる要件に該当する地域に係る同法第五条第二項第三号又は第四号に掲げる事業又は事務（いざれも同項第三号ハに掲げる事業に係るものに限る。）であつて同法第六条第二項の交付金を充てて実施をしようとするもの（第九条において「農山漁村交流促進事業」という。）のうち、同法第五条第三項に規定する農林漁業団体等が実施するものに関する事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該農林漁業団体等の同意を得なければならない。</p> <p>7～9　（略）</p>

○ 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）（抄）（附則第百十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

附 則

第三条（略）

2  
（略）

3| 特定地方管理空港に対する空港法第十二条第四項の規定の適用について  
2| ては、同項中「地方管理空港」とあるのは、「地方管理空港及び空港整  
備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附  
則第三条第一項に規定する特定地方管理空港」とする。

4|  
6|  
（略）

附 則  
第三条（略）  
2  
（新規）  
（略）

現 行


○ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）（抄）（附則第百十六条関係）  
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三条 障害者自立支援法の一部を次のように改正する。 (略)</p> <p><u>第八十八条第二項及び第三項第一号</u>中「又は指定相談支援」を「、指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改める。</p> <p>第八十九条第二項第一号中「又は指定相談支援」を「、指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、<u>同条第三項第一号</u>中「指定期間相談支援」を「指定地域相談支援」に改め、<u>同項第二号</u>中「又は指定相談支援」を「指定地域相談支援」に改め、<u>同項第三号</u>中「又は指定相談支援」を「指定地域相談支援」に改め、<u>同項第四号</u>中「（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）」を削る。</p> <p>(略)</p>	<p>第三条 障害者自立支援法の一部を次のように改正する。 (略)</p> <p><u>第八十八条第二項第一号及び第二号</u>中「又は指定相談支援」を「、指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改める。</p> <p>第八十九条第二項第一号中「又は指定相談支援」を「、指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、<u>同項第二号</u>中「指定相談支援」を「指定地域相談支援」に改め、<u>同項第三号</u>中「又は指定相談支援」を「、指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、「<u>同項第四号</u>中「（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）」を削る。</p> <p>(略)</p>

- 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）（抄）（附則第百十七条関係）  
 (傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
	(地域連携保全活動計画の作成等)	(地域連携保全活動計画の作成等)
第四条　(略)	第四条　(略)	第四条　(略)
2～5　(略)	2～5　(略)	2～5　(略)
6　市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣に協議し、当該行為が第一号から第三号まで又は第五号に掲げる行為のいずれかに該当する場合にあっては、その同意を得なければならぬ。	6　市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。	6　市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。
一・二　(略)	一・二　(略)	一・二　(略)
三　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十七条第四項の許可又は同法第三十九条第一項の届出をする行為	三　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十七条第四項の許可、同法第三十九条第一項の届出又は同法第五十四条第二項（同法第三十七条第四項に係る部分に限る。）の同意を要する行為	三　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十七条第四項の許可、同法第三十九条第一項の届出又は同法第五十四条第二項（同法第三十七条第四項に係る部分に限る。）の同意を要する行為
四　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十四条第二項（同法第三十七条第四項に係る部分に限る。）の規定による協議をする行為	四　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十四条第二項（同法第三十七条第四項に係る部分に限る。）の規定による協議をする行為	四　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十四条第二項（同法第三十七条第四項に係る部分に限る。）の規定による協議をする行為
五　(略)		

7  
(略)

8 前項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、市が地域連携保全活動計画を作成する場合には、適用しない。

9  
13  
(略)

7  
(略)

8 前項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市が地域連携保全活動計画を作成する場合には、適用しない。

9  
13  
(略)

○ 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）（抄）（附則第百十八条関係）  
 (傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(地域連携保全活動計画の作成等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣に協議し、当該行為が第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる行為のいずれかに該当する場合にあっては、その同意を得なければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五条第四項若しくは第二十七条第三項の許可又は同法第二十八条第一項の届出を要する行為</p> <p>三 自然環境保全法第三十条において読み替えて準用する同法第二十一条第一項後段（同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項に係る部分に限る。）の規定による協議を要する行為</p>	<p>(地域連携保全活動計画の作成等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣に協議し、当該行為が第一号から第三号まで又は第五号に掲げる行為のいずれかに該当する場合にあっては、その同意を得なければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五条第四項若しくは第二十七条第三項の許可、同法第二十八条第一項の届出又は同法第三十条において読み替えて準用する同法第二十一条第一項後段（同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項に係る部分に限る。）の同意を要する行為</p>

7 四  
13 六  
(略) (略)

7 三  
13 五  
(略) (略)

改 正 案

（工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の特例）

第二十三条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、工場等新增設促進事業（国際戦略総合特別区域において製造業等（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この項において同じ。）を営む者がその事業の用に供する工場又は事業場（以下この項において「工場等」という。）の新增設を行うことを促進する事業をいう。第六項第二号及び別表第一の四の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団体（市町村に限る。以下この条において「認定市町村」という。）は、当該国際戦略総合特別区域における製造業等に係る工場等の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項若しくは第二項の規定により定められた準則（第十三項において「工場立地法準則」といい、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成

現 行

（工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の特例）

第二十三条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、工場等新增設促進事業（国際戦略総合特別区域において製造業等（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この項において同じ。）を営む者がその事業の用に供する工場又は事業場（以下この項において「工場等」という。）の新增設を行うことを促進する事業をいう。第五項第二号及び別表第一の四の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団体（市町村に限る。以下この条において「認定市町村」という。）は、当該国際戦略総合特別区域における製造業等に係る工場等の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則（第十項において「工場立地法準則」といい、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四

十九年法律第四十号。以下この条において「地域産業集積形成法」という。) 第十条第一項の規定により準則が定められた場合又は地域産業集積形成法第十一條第一項の規定により条例が定められた場合にあっては、その準則又は、その準則又はその条例(以下この条において「地域産業集積形成法準則等」という。)を含む。)に代えて適用すべき準則を定めることができる。

2| 前項の規定により準則を定める条例(以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等条例」とい、認定市町村である市が定めるものに限る。)が施行されている間は、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例に係る国際戦略総合特別区域に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)第二十三条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

(新規)

3| 国際戦略総合特区緑地面積率等条例(認定市町村である町村(以下この条において「認定町村」という。)が定めるものに限る。)が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例に係る国際戦略総合特別区域に係るものは、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例を定めた認定町村の長が行うものとする。

4| 前項の規定により認定町村の長が事務を行う場合においては、工場立

十号。以下この条において「地域産業集積形成法」という。) 第十条第一項の規定により準則が定められた場合又は地域産業集積形成法第十一條第一項の規定により条例が定められた場合にあっては、その準則又は、その条例(以下この条において「地域産業集積形成法準則等」という。)を含む。)に代えて適用すべき準則を定めることができる。

2| 前項の規定により準則を定める条例(以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等条例」とい、認定市町村である市が定めるものに限る。)が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例に係る国際戦略総合特別区域に係るものは、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例を定めた認定市町村の長が行うものとする。

3| 前項の規定により認定市町村の長が事務を行う場合においては、工場立

地法の規定及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百八号）附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該国際戦略総合特別区域については、町村の長に関する規定として当該認定町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合には、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二十三条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

5・6 （略）

7 前項の規定により経過措置を定める条例（以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例」とい、市が定めるものに限る。）が施行されている間は、同項の特定工場に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合は、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二十三条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

4・5 （略）

（新規）

8 国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例（町村が定めるものに限る。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、第六項の特定工場に係るものは、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例を定めた町村

6 前項の規定により経過措置を定める条例（以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例」という。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、同項の特定工場に係るものは、当該国際戦略総合

立地法の規定及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百八号）附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該国際戦略総合特別区域については、市町村の長に関する規定として当該認定市町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の規定により地域準則が定められた場合には、その地域準則」とあるのは、「総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二十三条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

の長が行うものとする。

- 9| 前項の規定により町村の長が事務を行う場合においては、第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「第二十三条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とあるのは、「第二十三条第六項」の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」と読み替えるものとする。

10| 12| (略)

- 13| 国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第六項各号に掲げる事由の発生又は国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例（国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例が定められている場合にあっては、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場（当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により工場立地法準則の適用を受けることとなつたものに限る。）について、それぞれ当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日、同項各号に掲げる事由の発生の日又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効の日（以下この項及び次項において「特定日」という。）前に第三項又は第八項の規定によりこれらの規定に規定する事務を行うものとされた町村の長にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出

特区緑地面積率等経過措置条例を定めた市町村の長が行うものとする。

- 7| 前項の規定により市町村の長が事務を行う場合においては、第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第二十三条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とあるのは、「第二十三条第五項」の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」と読み替えるものとする。

8| 10| (略)

- 11| 国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第五項各号に掲げる事由の発生又は国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例が定められている場合にあっては、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例（国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場（当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により工場立地法準則の適用を受けることとなつたものに限る。）について、それぞれ当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日、同項各号に掲げる事由の発生の日又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効の日（以下この項及び次項において「特定日」という。）前に第二項又は第六項の規定によりこれらの規定に規定する事務を行うものとされた市町村の長（指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長を除く。）にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第三条第一項の規定による届出

は、特定日以後においては、当該町村の存する都道府県の知事にされたものとみなす。ただし、当該届出であつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

14| (略)

前二項の規定は、国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第六項各号に掲げる事由の発生又は国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例（国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例が定められている場合にあっては、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場（当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により地域産業集積形成法準則等の適用を受けることとなつたものに限る。）について準用する。この場合において、第十三項中「当該町村の存する都道府県の知事」とあるのは、「地域産業集積形成法第十条第四項又は第十二条第三項の規定によりこれらの規定に規定する事務を行うものとされた当該町村の長」と読み替えるものとする。

15| 14| (略)

八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、特定日以後においては、当該市町村の存する都道府県の知事にされたものとみなす。ただし、当該届出であつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

12| (略)

前二項の規定は、国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第五項各号に掲げる事由の発生又は国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例（国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例が定められている場合にあっては、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場（当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により地域産業集積形成法準則等の適用を受けることとなつたものに限る。）について準用する。この場合において、第十一項中「市町村の長（指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長を除く。）」とあるのは「市町村の長」と、「当該市町村の存する都道府県の知事」とあるのは「地域産業集積形成法第十条第三項又は第十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定に規定する事務を行うものとされた当該市町村の長」と読み替えるものとす

(老人福祉法の特例)

第四十八条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、民間事業者特別養護老人ホーム設置事業（地域活性化総合特別区域の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百八条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域であつて、当該区域における特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の入所定員の総数が、老人福祉法第二十条の九第一項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下この項において同じ。）のうち当該地域活性化総合特別区域内にある区域であつて、当該区域における地域の活性化を図るため特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認められるものにおいて、選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者をいい、社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）である法人が特別養護老人ホームを設置する事業をいう。別表第二の六の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた

る。

(老人福祉法の特例)

第四十八条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、民間事業者特別養護老人ホーム設置事業（地域活性化総合特別区域の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百八条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域であつて、当該区域における特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の入所定員の総数が、老人福祉法第二十条の九第一項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下この項において同じ。）のうち当該地域活性化総合特別区域内にある区域であつて、当該区域における地域の活性化を図るため特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認められるものにおいて、選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者をいい、社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）である法人が特別養護老人ホームを設置する事業をいう。別表第二の六の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた

ときは、当該認定の日以後は、選定事業者である法人は、老人福祉法第十五条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該地域活性化総合特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において単に「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長。以下この条において同じ。）の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。

255 (略)

ときは、当該認定の日以後は、選定事業者である法人は、老人福祉法第十五条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該地域活性化総合特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事（指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において単に「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長。以下この条において同じ。）の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。

255 (略)

（傍線部分は改正部分）

（空港法の特例等）	現 行
改 正 案	
<p>第三十二条 空港運営権者が特定空港運営事業を実施する場合における空港法の規定の適用については、同法第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二十九条第二項に規定する空港運営権者（以下「空港運営権者」という。）」と、同条第三項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同条第四項及び同法第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十二条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次条において同じ。）」及び指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十二条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」及び指定空港機能施設事業者」とあり、及び同法第三十二条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港運営権者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）」、空港運営権者」とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第三十二条 空港運営権者が特定空港運営事業を実施する場合における空港法の規定の適用については、同法第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二十九条第二項に規定する空港運営権者（以下「空港運営権者」という。）」と、同条第二項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次条において同じ。）」とあり、同法第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十二条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」及び指定空港機能施設事業者」とあり、及び同法第三十二条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港運営権者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）」、空港運営権者」とする。</p> <p>2 （略）</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>

(空港法の適用に関する経過措置)

第十一條 会社は、施行日前においても、空港法第十二条第一項の規定の例により、両空港に係る空港供用規程（同項の空港供用規程をいう。以下この条において同じ。）を定め、同法第十二条第三項の規定の例により、国土交通大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出は、施行日以後は、空港法第十二条第三項の規定による届出とみなす。

3 施行日前に会社が関西国際空港に係る空港供用規程について第一項の規定による届出をしなかつた場合にあつては、施行日前に関西空港会社が空港法第十二条第三項の規定により届け出た関西国際空港に係る空港供用規程は、施行日以後は、同項の規定により会社が届け出た関西国際空港に係る空港供用規程とみなす。

4 施行日前に会社が大阪国際空港に係る空港供用規程について第一項の規定による届出をしなかつた場合にあつては、施行日前に国土交通大臣が空港法第十二条第一項の規定により定めた大阪国際空港に係る空港供用規程は、施行日以後は、同条第三項の規定により会社が届け出た大阪国際空港に係る空港供用規程とみなす。

5・6 (略)

(空港法の適用に関する経過措置)

第十一條 会社は、施行日前においても、空港法第十二条第一項の規定の例により、両空港に係る空港供用規程（同項の空港供用規程をいう。以下この条において同じ。）を定め、同法第十二条第二項の規定の例により、国土交通大臣の認可を受けることができる。

2 前項の規定による認可は、施行日以後は、空港法第十二条第二項の規定による認可とみなす。

3 施行日前に会社が関西国際空港に係る空港供用規程について第一項の規定による認可を受けなかつた場合にあつては、施行日前に関西空港会社が空港法第十二条第二項の規定により認可を受けた関西国際空港に係る空港供用規程は、施行日以後は、同項の規定により会社が認可を受けた関西国際空港に係る空港供用規程とみなす。

4 施行日前に会社が大阪国際空港に係る空港供用規程について第一項の規定による認可を受けなかつた場合にあつては、施行日前に国土交通大臣が空港法第十二条第一項の規定により定めた大阪国際空港に係る空港供用規程は、施行日以後は、同条第二項の規定により会社が認可を受けた大阪国際空港に係る空港供用規程とみなす。

5・6 (略)

	改 正 案	（所掌事務） 第四条 環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三 （略） 四 削除 五～二十五 （略）	
		（所掌事務） 第四条 環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二 （略） 四 公害防止計画（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十七条第一項に規定する計画をいう。）の策定の指示及び同意に関すること。 五～二十五 （略）	現 行